

第3次白河市環境基本計画 2021-2030



令和3年3月 白河市

はじめに

本市では、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な循環型社会の構築を目標として掲げ、平成23年に第1次白河市環境基本計画を策定いたしました。その後、平成28年には、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質対策を新たに加えた第2次計画を策定し、目標の実現に向け、様々な施策に取り組んでまいりました。



しかし、この間にも、本市に大きな被害をもたらした「令和元年東日本台風」に代表されるように、気候変動の影響により、自然災害は、大規模化・激甚化の一途を辿っております。

加えて、昨年から、新型コロナウイルス感染症という疫病が猛威を奮い、私達の命や健康を脅かすばかりでなく、移動すること、対話すること、集まることなど、人間が社会をつくる上で欠かせない行動を制限するなど、社会経済全般に大きな影響を与えています。

これらは、我々人類が、利益最優先の過度なグローバル経済を推進し、地球への負荷をかけ続け、便利で効率的な都市生活を追い求めてきた結果招いたものです。環境は、人類を含む地球上のすべての生物が存続するための基盤であり、その恵沢は、現在世代と将来世代が共有すべきものであることから、このかけがえのない地球を良好な状態で引継いでいくことが、今を生きる私達に課せられた責任であると考えております。

こうしたことから、この度、市では、「自然と共生し潤いのある環境を未来につなぐまち白河」を目指すべき環境像として掲げる「第3次白河市環境基本計画」を策定いたしました。

計画では、国連が定めた持続可能な開発目標「SDGs」を踏まえ、「資源循環型社会の実現」や「自然環境共生社会の実現」、「低炭素社会の実現」など、5つの基本目標を掲げ、その実現に向けて、市民、事業者及び市が協働で取り組むこととしております。

さらに、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を新たに盛り込み、2030年度までの温室効果ガス削減について数値目標を設定するなど、温暖化対策についても、積極的に取り組むこととしております。

本計画に基づく施策を推進することにより、美しい里山や清らかな水、澄み渡る空気と青空など、本市の豊かな環境を後世に引き継いでいきたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました環境審議会委員の皆様をはじめ関係各位に心よりお礼を申し上げます。

令和3年3月

白河市長 鈴木和夫

目 次

第1章 計画の基本的事項 -----	1
1 計画策定の背景-----	2
2 計画の目的-----	3
3 計画の期間-----	3
4 計画の範囲-----	4
5 計画の位置づけ-----	5
6 計画の推進主体-----	6
7 計画の構成-----	7
第2章 計画策定の方向性 -----	9
1 環境をめぐる状況の変化-----	1 0
1-1 持続可能な開発のための2030アジェンダ-----	1 0
1-2 第五次環境基本計画-----	1 2
1-3 低炭素社会の形成-----	1 5
1-4 資源循環型社会の形成-----	1 8
1-5 自然環境共生社会の形成-----	1 8
1-6 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大による影響-----	1 9
2 計画策定に当たっての課題と対応-----	2 0
2-1 資源循環型社会の実現に向けた課題と対応-----	2 1
2-2 安心・安全社会の実現に向けた課題と対応-----	2 3
2-3 自然環境共生社会の実現に向けた課題と対応-----	2 4
2-4 低炭素社会の実現に向けた課題と対応-----	2 5
2-5 地域環境の保全活動の課題と対応-----	2 6
第3章 目標とする環境像 -----	2 7
1 目標とする環境像-----	2 8
2 基本目標-----	2 9
基本目標Ⅰ 資源循環型社会の実現-----	2 9
基本目標Ⅱ 安心・安全社会の実現-----	3 0
基本目標Ⅲ 自然環境共生社会の実現-----	3 0
基本目標Ⅳ 低炭素社会の実現-----	3 1
基本目標Ⅴ 地域環境保全活動の拡大-----	3 1
第4章 環境施策 -----	3 3
1 環境施策の体系-----	3 4
2 環境施策-----	3 6

基本目標Ⅰ 資源循環型社会の実現-----	3 6
基本目標Ⅱ 安心・安全社会の実現-----	3 9
基本目標Ⅲ 自然環境共生社会の実現-----	4 4
基本目標Ⅳ 低炭素社会の実現-----	5 0
基本目標Ⅴ 地域環境保全活動の拡大-----	5 6
第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）-----	6 1
1 地球温暖化の現状と影響-----	6 2
2 計画の目的-----	6 2
3 計画の位置づけ-----	6 3
4 計画期間-----	6 3
5 対象とする温室効果ガスと部門等-----	6 4
6 温室効果ガス排出量の現状推計方法-----	6 4
7 温室効果ガス排出量の現状-----	6 5
8 部門別温室効果ガス排出量-----	6 6
9 温室効果ガス排出量の将来設計-----	6 8
10 温室効果ガス排出量の削減目標-----	6 9
11 地球温暖化に関する対策・施策-----	7 2
第6章 計画の進行管理-----	7 5
1 計画の推進体制-----	7 6
2 計画の進行管理-----	7 7
参考資料-----	7 9
1 白河市環境基本条例-----	8 0
2 白河市環境審議会委員名簿-----	8 5
3 策定経過-----	8 6
4 前計画の検証-----	8 7
5 達成目標の指標一覧-----	8 8
6 各調査の測定値-----	8 9
6-1 水質測定結果-----	8 9
6-2 一般環境大気測定局（白河局）の測定結果-----	9 1
6-3 環境騒音調査結果-----	9 3
6-4 自動車交通騒音調査結果-----	9 4
6-5 新幹線騒音調査結果-----	9 5
6-6 部門・分野別排出量-----	9 6
7 本市で確認されたレッドリストに指定されている動植物-----	9 7
8 南湖の動植物-----	10 4

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁、騒音といった日常生活の中で感じる身近な問題から、地球温暖化が原因と考えられる異常気象や化石燃料の枯渇などのエネルギー問題、種の絶滅などの生物多様性の危機等、地球規模での環境問題に直面しており、私たちの生活への影響が顕在化しております。

このような問題が顕在化する中、国内外の動向としては2015年9月の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に「持続可能な開発目標(SDGs)」として17のゴールと169のターゲットが設定されました。

また、2015年11月～12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、地球温暖化に係る新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、産業革命と比べて世界の平均気温上昇を2°C以下に抑える「2°C目標」を今世紀末までの達成目標とし、すべての国に削減目標・行動の提出・更新が義務付けられるなど、地球温暖化対策の新たなステージが切り開かれました。

これらの国際的な動向を受け、国では、2016年5月に「地球温暖化対策計画」、2018年5月に「第五次環境基本計画」を閣議決定し、同年6月に「気候変動適応法」を公布、11月には「気候変動適応計画」を閣議決定しました。

本市では、2005年11月に市民、事業者及び市の連携と協力により、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な循環型社会を構築し、人と自然とが共生できる豊かさあふれる都市の実現を目指して「白河市環境基本条例」を施行しました。

また、2011年3月には具体の目標及び施策の方向を定めた「第1次白河市環境基本計画」を策定しましたが、このとき発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故によって、過去に経験したことのない放射性物質による被害を受けました。

除染による放射線量の低減やモニタリング調査を実施し環境再生に向けて取り組みながら、事故から5年後の2016年3月に、「第2次白河市環境基本計画」(計画期間2016～2020年度)を策定し、地球温暖化対策や自然環境の保全、廃棄物対策などに加え、放射性物質対策を新たな課題として、安全・安心な生活環境の確保に向け取り組んできました。

「第3次白河市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)は、計画期間が満了すること、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない豊かな自然環境を未来に継承するとともに、環境に関する諸問題を計画的に解決していくため、策定しました。

2 計画の目的

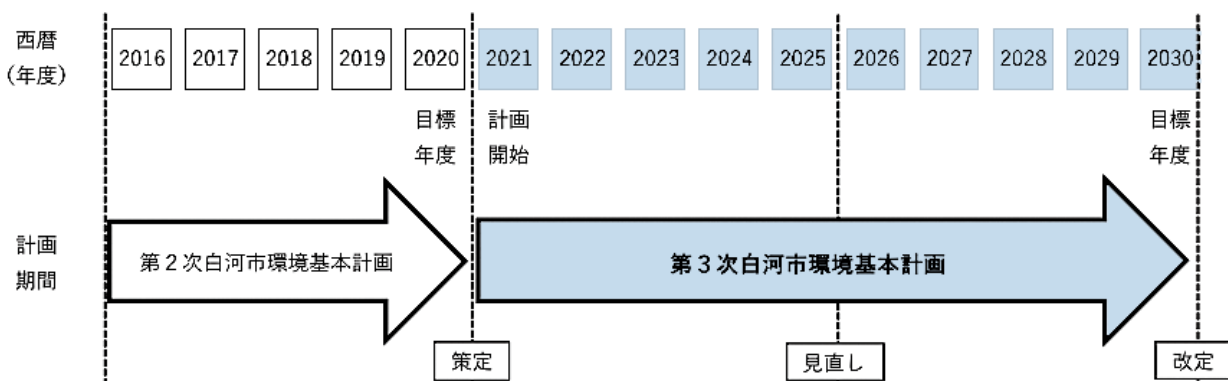
本計画は、白河市環境基本条例第8条の規定により、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定めるとともに、市民、事業者及び市のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。

また、東日本大震災以降の社会環境の変化やパリ協定の発効、生物多様性の保全、気候変動への適応など新たな環境課題に対応した計画とします。

3 計画の期間

本計画は、2021年度を初年度とし、10年後の2030年度を目標年度とします。

本市を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などにより、見直しの必要性が生じた場合には、5年後を目途に適宜見直しを行うものとします。



4 計画の範囲

本計画では、環境の保全及びより良い環境の創造について、資源循環型社会、安心・安全社会、自然環境共生社会、低炭素社会、地域環境保全活動の5分野に分類します。

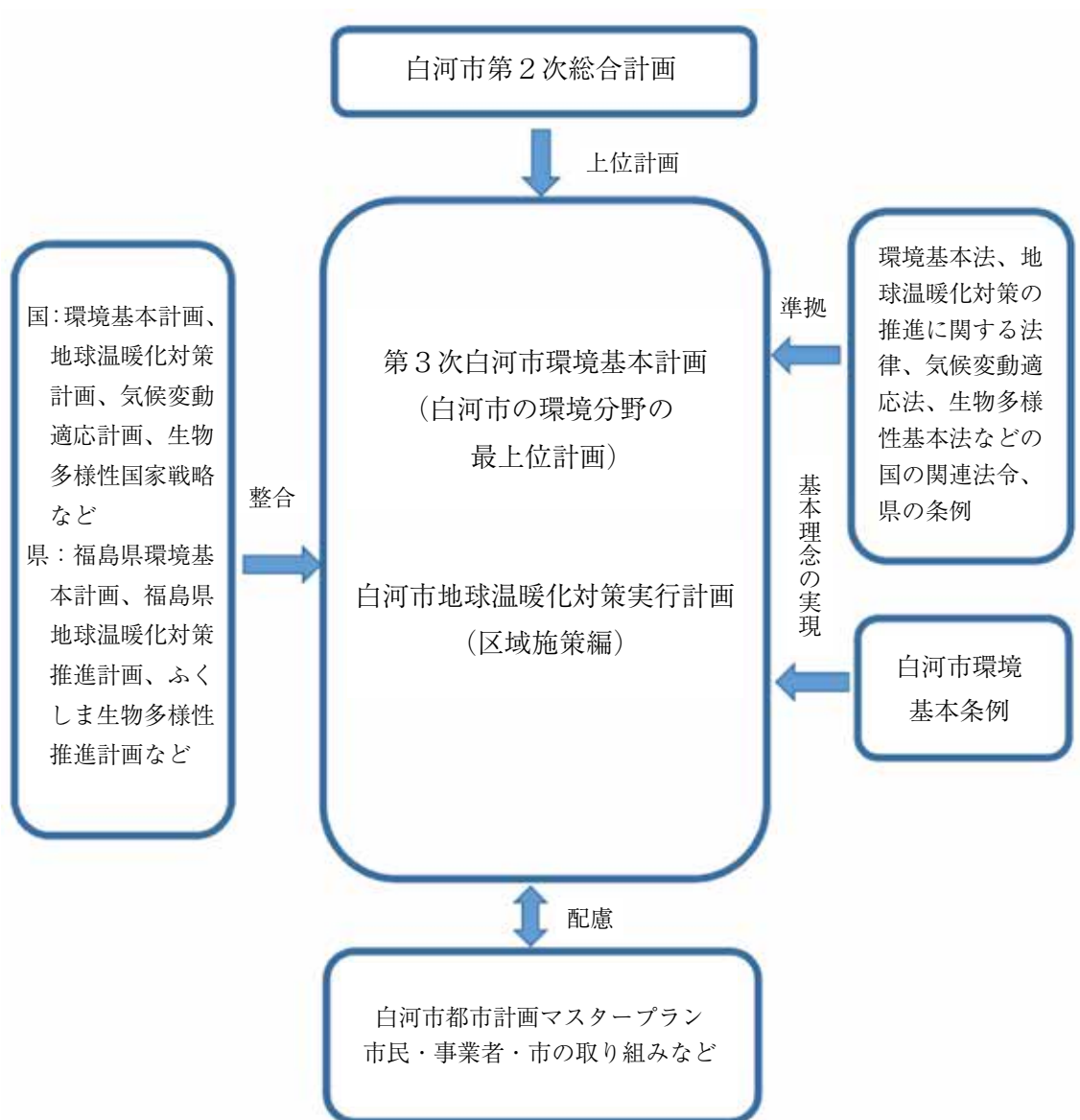
対象とする地域は白河市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や県、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとしします。

対象分野	対象範囲
資源循環型社会	ごみ減量化、食品ロス削減 など
安心・安全社会	公害防止、水資源、歴史・文化の継承、景観 など
自然環境共生社会	生物多様性、里山・農地・水辺の保全 など
低炭素社会	地球温暖化対策（緩和策・適応策）、低炭素なまちづくり など
地域環境保全活動	環境教育・学習、環境保全活動の定着・拡大 など

5 計画の位置づけ

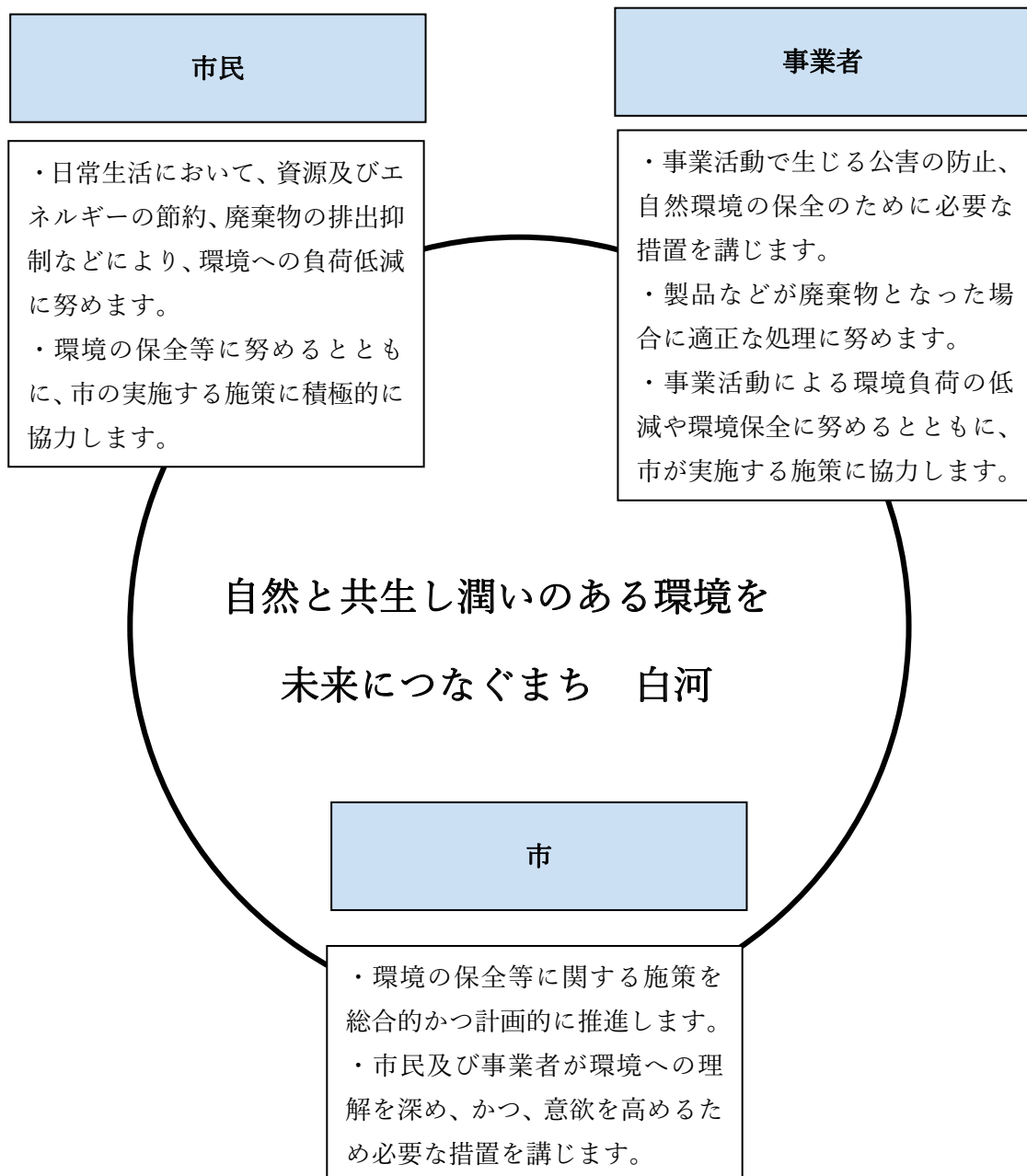
本計画は、市の最上位計画である「白河市第2次総合計画」に掲げる市の将来像「みんなの力で未来をひらく歴史・文化のいきづくまち 白河」を環境面から実現し、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ちます。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画とします。



6 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民、事業者及び市とし、それぞれの役割に応じた行動を協働で実践していきます。



7 計画の構成

本計画は、第1章から第6章までの構成とし、第1章に計画の基本的事項、第2章に計画策定の方向性、第3章に目標とする環境像、第4章に目標とする環境像の実現に向けた施策、第5章に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、第6章に計画の進行管理について示します。

第1章	計画の基本的事項	計画の目的、期間、推進主体などの基本事項
第2章	計画策定の方向性	環境をめぐる状況の変化、計画策定にあたっての課題と対応
第3章	目標とする環境像	目標とする環境像、基本目的
第4章	環境施策	目標とする環境像達成のための環境施策、主体別の取組
第5章	地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	計画の目的、温室効果ガスの削減目標
第6章	計画の進行管理	計画の推進体制、計画の進行管理

第2章 計画策定の方向性

1 環境をめぐる状況の変化

1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下「2030アジェンダ」という。）は、2001年に策定された「ミレニアム開発目標」（Millennium Development Goals：以下「MDGs」という。）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際開発目標です。

MDGsは、貧困や飢餓の撲滅、初等教育の普及など2015年までに達成すべき8つの目標からなっていましたが、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題など、より広範囲な規模の課題に取り組む必要が生じてきました。

2030アジェンダのタイトルには「我々の世界を変革する」とありますように、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できるよう変革していくことを大きな理念とし、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し（＝人間の安全保障の理念を反映）、環境・経済・社会（E・S・G）をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むことを誓っています。

これらと、相互に密接に関連した17の目標、169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：以下「SDGs」という。）を掲げ、我が国では、2016年12月に策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」において8つの優先課題と具体的政策により、環境に関わりの深い優先課題として「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が示されています。

国家レベルだけでなく、それぞれの文化や習慣に則ったやり方を尊重しながら共通の目標に向かって、市民、事業者及び市などの社会の多様な主体が連携して行動する必要があります。

そのため、本市の環境施策の推進においても、SDGsの達成と深い関りがあることを認識し、持続的発展が可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

持続可能な開発目標(SDGs)における 17 の目標

●持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。



目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。



目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



目標10 [不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する。



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する。



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

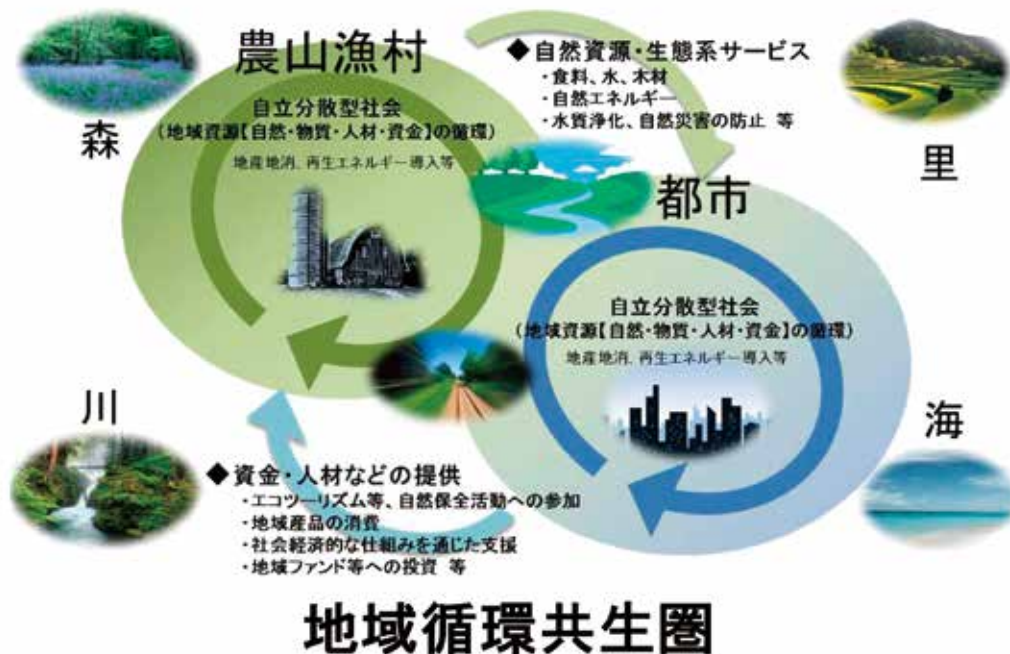
資料：持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組

1-2 第五次環境基本計画

2018年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が有する自然資源・生態系サービス、資金・人材などを活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う考え方のことです。

「地域循環共生圏」の概念図



- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

資料：第五次環境基本計画の概要（環境省）

国の計画では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。





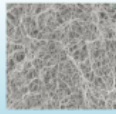

そのため、本市においても「地域循環共生圏」の創造を念頭におきながら、環境施策が経済・社会といった複数の異なる課題の解決に寄与するよう、相互に関連し合う横断的な枠組みを構築していくことが求められています。

また、「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

本計画においては、これらの国の方針を踏まえながら、持続可能な社会の構築に寄与する取組を進めていくことが求められています。

6つの重点戦略と重点戦略を支える環境政策

6つの重点戦略

<p>①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ E S G投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サービサイジング、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等  <p>洋上風力発電施設 (H28環境白書より)</p>	<p>②国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等  <p>土砂崩壊防備保安林 (環境省HPより)</p>
<p>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等  <p>バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p>④健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど) ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理 ○ 良好な生活環境の保全 等  <p>森里川海のつながり (環境省HPより)</p>
<p>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等) ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の 化成品創出 (セルロースナノファイバー等) ○ AI等の活用による生産最適化 等  <p>セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等  <p>日中省エネ・環境フォーラム に出席した中川環境大臣</p>

重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

<p>○気候変動対策 パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施 長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進 気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施</p>	 <p>フロンガス回収 (環境省HPより)</p>
<p>○循環型社会の形成 循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施</p>	 <p>廃棄物分別作業 (環境省HPより)</p>
<p>○生物多様性の確保・自然共生 生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施</p>	 <p>絶滅危惧種 (イタセンバラ)</p>
<p>○環境リスクの管理 水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策</p>	 <p>水環境保全 (環境省HPより)</p>
<p>○基盤となる施策 環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等</p>	 <p>環境教育 (環境省HPより)</p>
<p>○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等</p>	 <p>中間貯蔵施設 土壌貯蔵施設</p>

資料：第五次環境基本計画の概要（環境省）

1-3 低炭素社会の形成

■パリ協定と地球温暖化対策計画

2015年12月には、パリで開催されたCOP21^{※1}において、2020年以降の温暖化対策の国際枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、2016年11月に発効しました。「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められました。

「パリ協定」は、歴史上初めて先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、温室効果ガス削減に向けて各国が自国の目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みとなっています。

国は、「パリ協定」を受けて、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)」とする温室効果ガスの削減目標を立て、その実現を目指し、2016年5月に地球温暖化対策に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」を策定しました。

また、2018年7月に策定された「第5次エネルギー基本計画」では、2030年に向けて、徹底した省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーは22~24%とする電源構成（エネルギーミックス）目標の確実な実現を目指すとしています。

これらの国の方針を踏まえ、本市から排出される温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、引き続き、「再生可能エネルギーの利用促進」「徹底した省エネルギーの推進」「低炭素型のまちづくりの推進」などの取組を進めていく必要があります。

■再生可能エネルギーの導入拡大

2012年7月に開始された「固定価格買取制度」を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの利用が急速に普及しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。

再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量の抑制に加え、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、より一層の導入拡大が求められています。

※1 COP21：国連気候変動枠組条約第21回締約国会議。COPは締約国会議（Conference of the Parties）を意味する。

■設備・機器の更新の促進

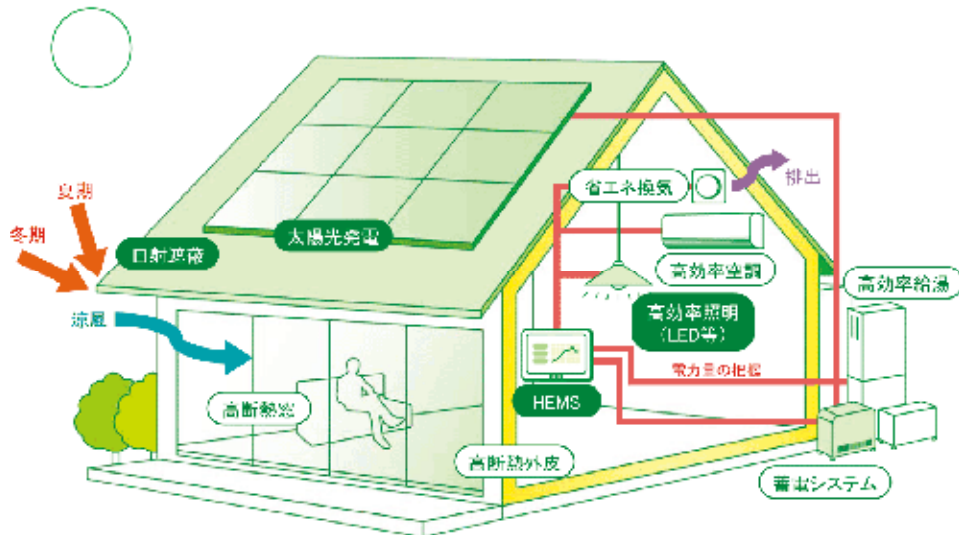
東日本大震災の発生後、市民や事業者の省エネルギーに対する行動は大きく変化し、節電などの取組は、「努力の対象」から「日常的な習慣」へと移行、定着しつつあります。

このような背景を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に当たっては、これまで行われてきた節電などのソフト面の実践に加え、生活家電をはじめ、よりエネルギー利用効率の高い機器への更新や導入、スマートメーターとIoT技術^{※1}の活用による効率のよい運用制御、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）といったハード面の取組の普及・啓発を行っていく必要があります。

コラム：ZEH/ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル）とは？

ZEH（ゼッチ）とは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ゼブ）は、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を保ちながら、建物の高断熱化と高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電などによりエネルギーを創ることで、年間で消費する建物のエネルギー収支が概ねプラスマイナスゼロとなる建物のことです。

ZEH、ZEB は、光熱費削減等の効果のほか、高断熱化による快適性・健康性の向上や、災害時でもエネルギー的に自立した建物として注目されています。



資料：資源エネルギー庁ウェブサイト

※1 IoT技術：エアコンや照明などの家電機器や設備機器を、電気・ガス・水道の各種メーターと無線通信機能などにより接続することによって、各機器の稼動状況などを把握・管理する仕組み。

■低炭素型のまちづくりへの対応

温室効果ガス排出量の削減対策として、市民や事業者による自主的な省エネルギー行動の実践は不可欠ですが、「地球温暖化対策計画」の達成のためには、さらなる削減対策を実施していく必要があります。そのため、省エネ建築物への更新など、温室効果ガスを排出しにくい低炭素型のまちへと転換を図っていく必要があります。

■気候変動への適応策の推進

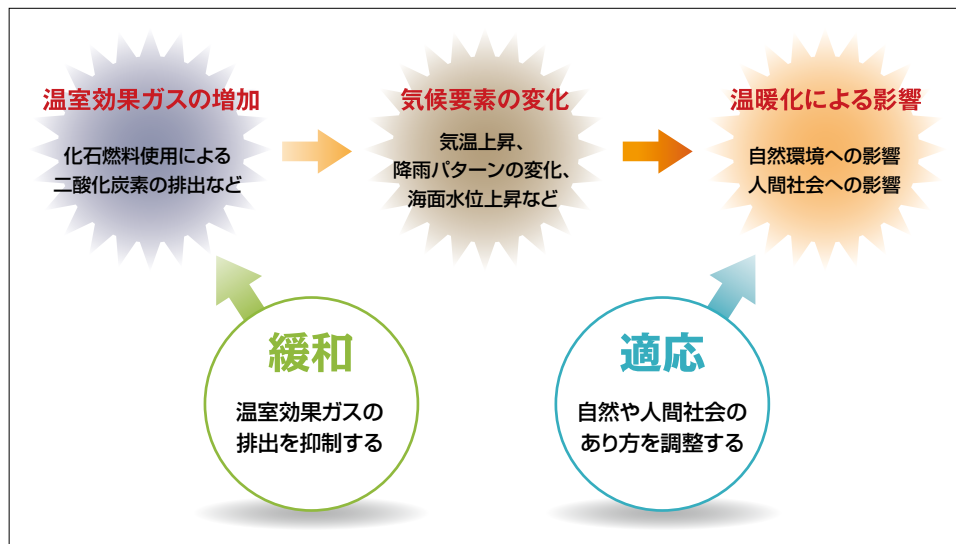
IPCC※¹第5次評価報告書では、「世界平均気温の上昇に伴って、ほとんどの陸上で極端な高温の頻度が増加することはほぼ確実であり、中緯度の大陸のほとんどと、湿潤な熱帯域において、今世紀末までに極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高い」と指摘されています。

こうした、局地的大雨の増加や熱中症による搬送者数の増加など、温暖化の影響と考えられる現象が既に生じています。

このような現象に対し、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、2018年6月に気候変動適応法が成立しました。

そのため、本市においても、近年の異常高温や頻発する短時間の集中豪雨、それによる生態系の変化、熱中症のリスク拡大などの被害を回避し軽減するために、適応策を検討していく必要があります。

●2つの温暖化対策：緩和と適応



資料：適応への挑戦 2012（環境省）

※1 IPCC：気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）

1-4 資源循環型社会の形成

2018年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次循環型社会形成推進基本計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成^{※1}、低炭素社会や自然環境共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げています。

こうした方向性のもと、「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取組を推進することとしています。

そのため、国の方針に則り、より一層の廃棄物の排出抑制と再使用に向けた取組の充実を図る必要があります。

1-5 自然環境共生社会の形成

■生物多様性^{※2}への対応

2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」において、「生物多様性を社会に浸透させる」「地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野を持って行動する」「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略が設定されました。

福島県では2014年3月に「ふくしま生物多様性推進計画」が改定され、「自然と人が育む、生物多様性豊かな“新生ふくしま”」の実現を目指すとしており、「生物多様性の保全」「生物多様性の恵みの持続可能な利用」「生物多様性を支える仕組みづくり」の3つの柱のもとに取り組みを推進することとしています。

今後も、本市においては、国及び県の方向性を踏まえ、本市の豊かな自然を将来の世代に引き継ぐために、生物多様性に配慮した施策を推進する必要があります。

※1 「質」にも着目した循環型社会の形成：2R（リデュース・リユース）の取り組みがより進む社会経済システムの構築、使用済み製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進、アスベスト・PCB等有害物質の適正な管理・処理、循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用などへの取り組みを強化すること。

※2 生物多様性：生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

1-6 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大による影響

2020年の世界的な新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大は、人々の生活と行動や価値観を一変させました。この変化は、一過性の事象にとどまらず、収束後も、暮らしや働き方、コミュニケーション、生産、消費活動、移動など様々な面において大きな変化をもたらすと考えられ、今後の産業構造やまちの姿にも影響を与えると考えられます。

国連環境計画(UNEP)によると、人の感染症全体の60%、新しく発生している感染症の75%は人獣共通感染症であると言われています。感染症の発現は、資源や農地開発、気候変動の影響による生態系の損失等、人の活動に伴う環境の変化が関わっていると考えられ、私たち一人ひとりの消費生活における選択やそれらを支えるグローバルな経済活動とも深く関わる問題です。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大は、都市の持続性に対して新たな課題を突き付けました。

感染症リスクの視点を踏まえると同時に、気候変動や生物多様性の保全等といった環境の課題も意識した社会にしていく必要があります。

また、一方で、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大による経済への影響は甚大で、日本経済は極めて厳しい状況におかれています。

世界的にもこうした経済状況からいかに回復するかという議論が始まっており、欧州連合(EU)を中心に、温室効果ガス排出抑制など環境対策への投資を増やし、環境課題の解決と経済復興とを両立させるとする「グリーン・リカバリー」の考え方が、注目されています。

環境制約が急速に高まる中、環境と経済の好循環を実現する取組を進めていく必要があります。

2 計画策定に当たっての課題と対応

第2次白河市環境基本計画（2016～2020）の計画期間中、3Rの推進（リデュース、リユース、リサイクル）、水質の向上に向けた取組、地球温暖化対策などの取組を実施してきました。

その結果、一部に改善が見られたものの、施策の継続、更なる検討が必要な分野もありました。

このため、本計画では、基本的には前計画の取組の推進を継続することを前提としつつ、以下に示す課題への対応を重点戦略として位置づけます。

資源循環型社会の実現に
向けた課題と対応

- ・ ゴミ減量化への対応
- ・ 食品ロス削減への対応

安心・安全社会の実現に
向けた課題と対応

- ・ 公害防止への対応
- ・ 水資源への対応
- ・ 歴史・文化の継承、景観への対応

自然環境共生社会の実現に
向けた課題と対応

- ・ 生物多様性への対応
- ・ 里山・農地・水辺の保全への対応

低炭素社会の実現に
向けた課題と対応

- ・ 地球温暖化対策（緩和策・適応策）への対応
- ・ 低炭素なまちづくりへの対応

地域環境の保全活動の課題と対応

- ・ 環境学習・教育への対応
- ・ 環境保全活動の定着・拡大への対応

2-1 資源循環型社会の実現に向けた課題と対応

■ごみ減量化への対応

本市では、資源循環型社会の実現に向け、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を進めています。

市民や事業者に対しては、3Rの普及・啓発活動、資源ごみ回収の推進、不法投棄防止に関する普及・啓発活動などを継続的に実施しています。

また、資源ごみを民間業者へ引き渡した団体に対し、資源回収奨励金を交付するなど、資源循環の取組を支援しています。

こうした取組により、再資源化量は増加しましたが、ごみの総排出量も増加している状況です。

このため、ごみの総排出量を抑制し、更なる循環型社会の形成に向け、引き続き、3Rの普及・啓発活動に力を入れていく必要があります。

■食品ロス削減への対応

食品ロスとは、「本来食べられるのに捨てられている食品」をさします。

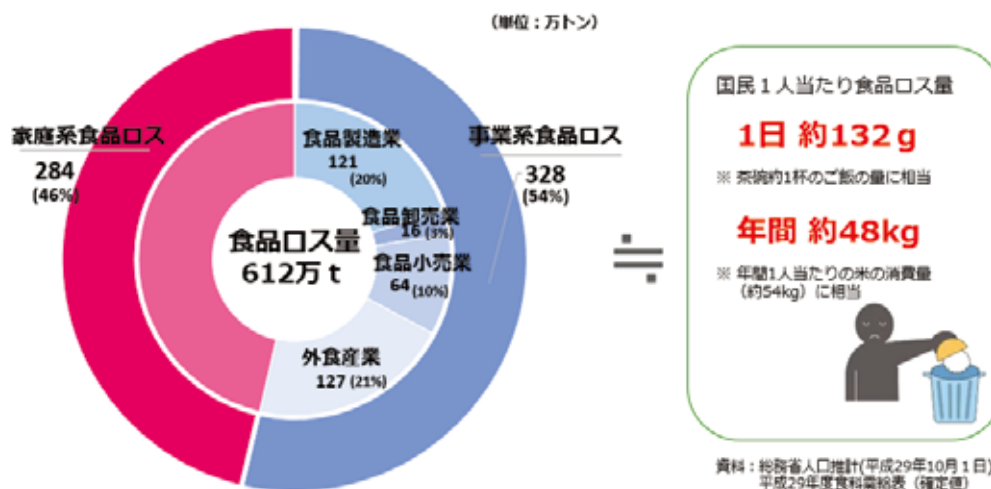
国内の食品廃棄物等は、年間2,550万tで、そのうち食品ロスは612万t（2017年度推計・農林水産省、環境省）となっており、2012年度以降最少となりました。

食品ロスの内訳は、事業系廃棄物由来が約328万tと家庭系廃棄物由来が約284万tであり、約半分は家庭から排出されています。

福島県では、食品ロスを削減するために、「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」を展開し、県民や事業者に食べきりを促しています。

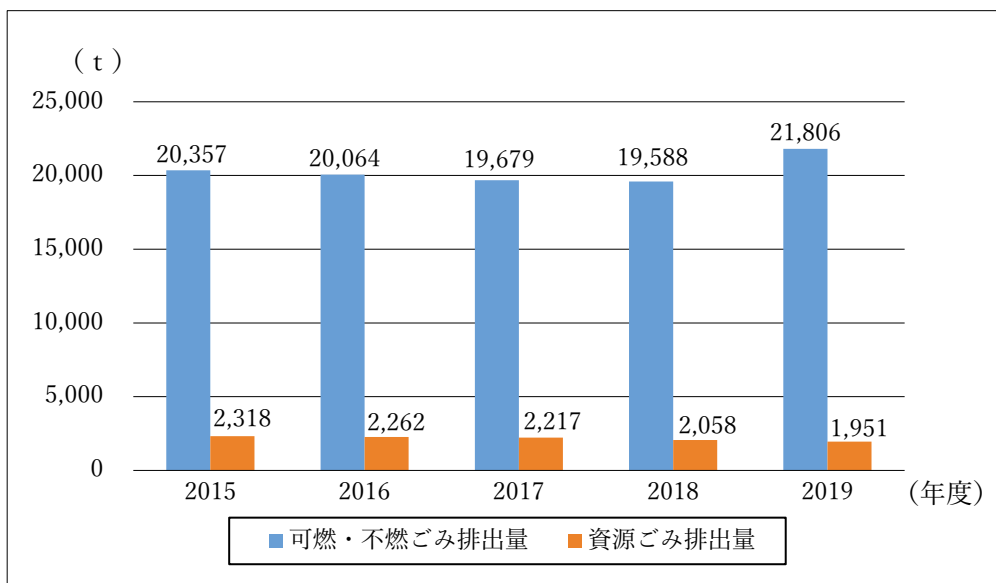
本市でも、ごみの減量施策の一環として、家庭における食品ロス削減に関する取組を検討していく必要があります。

2017年度の全国の食品ロス量



資料：食品ロスとは（農林水産省）

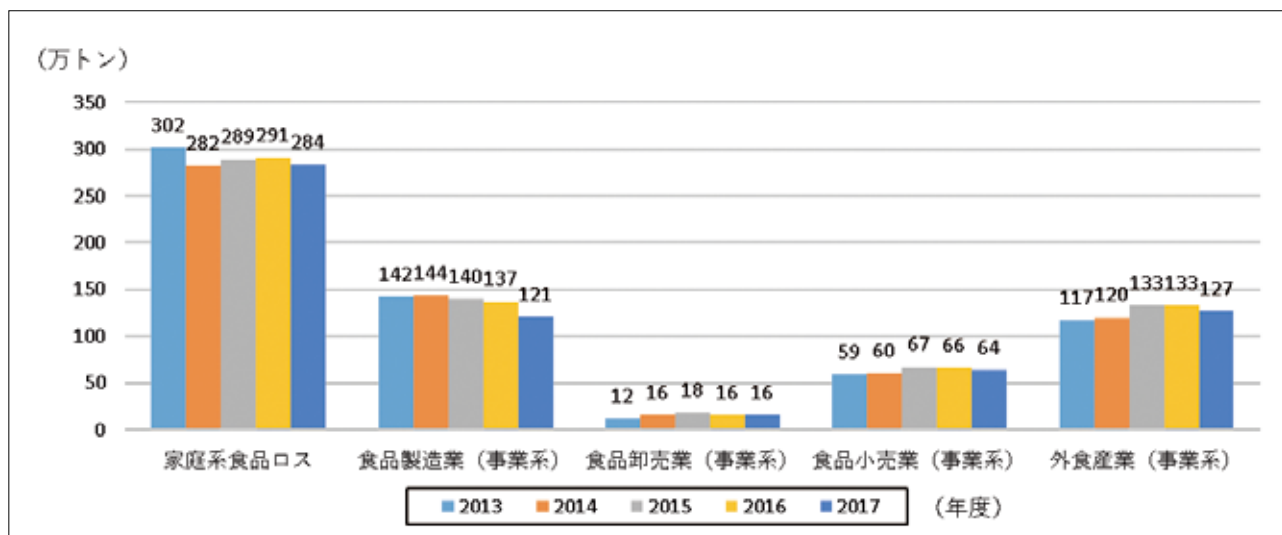
白河市のごみ排出量



資料：白河地方広域市町村圏の概要

※2019年度は台風19号により発生した災害廃棄物(2,851t)が含まれています。

全国の食品ロス推移



資料：食品ロス量の推移(農林水産省)

2-2 安心・安全社会の実現に向けた課題と対応

■公害への対応

本市では、公害防止対策として、法令等に基づく事業所・工場などへの指導、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の監視・定期検査を実施しており、概ね環境基準を達成しています。

今後もこうした状態を維持していくため、関係機関と協力し、事業所・工場などへの指導、立ち入り検査の実施を継続していく必要があります。

■水資源への対応

本市では、安全で豊かな水を守るため、阿武隈川、谷津田川、社川など8河川（水系）13地点において、水質調査を実施し、水質汚濁の指標となるBOD^{*1}（生物化学的酸素要求量）などの測定をしています。

また、生活排水による環境への負荷低減下・下水道接続の普及について、啓発活動等を実施しています。

河川の水質においては、環境基準を達成しておりますが、今後も引き続き水質汚濁防止のために事業所・工場などの排水及び生活排水の対策を推進していく必要があります。

また、雨水の貯留やかん養能力^{*2}など多面的機能を持つ農地、森林の保全を図り、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、水資源の保全に努めていく必要があります。

■歴史・文化の継承、景観への対応

本市には、里山や河川などの豊かな緑と水の景観や国指定の史跡をはじめ、旧城下町らしい景観を構成する歴史的建造物が点在するなど歴史・文化資源が残されています。

一方、人口減少社会を迎え、管理の担い手不足による里山の荒廃や空き家の増加などが問題となっています。

本市の自然と歴史・文化が調和した魅力を守り、後世へつないでいくため、歴史・文化資源の保全を図るとともに、地域の特色を生かしたまちづくりを行っていく必要があります。

※1 BOD：水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のこと、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す指標。

※2 （雨水の）かん養能力：森林や農地の土壌が雨水を溜めることで、地表から川へ流れ込む量を一定にし、川の流量を安定させて洪水を緩和する機能。

2-3 自然環境共生社会の実現に向けた課題と対応

生物多様性への対応

福島県中通り南部に位置する本市は、里山などの自然環境が多く残されており、生物多様性も豊かです。

本市では、ホタルの観賞会や地域の動植物と親しめるイベントが開催されており、自然に触れ合える機会などを通じて、生物多様性への意識の向上が図られてきました。

引き続き、生態系サービスなどの恩恵を享受できるよう豊かな生物多様性を保全し、継承していくとともに、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

■みどり・水辺の保全への対応

本市は、農地、森林、河川など多様な環境で構成された里山が多く存在し、多くの生物がそれぞれの環境に適応して生息・生育しています。

そのため、緑地や水辺の改変、耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、市民が自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していく必要があります。

季節の花や催し		
3月	白河小峰城の梅林	白河市の花となっている梅の花が楽しめる
	関山山開き	うつくしま百名山に指定されており、その中で一番早い山開きとなっている
4月	権太倉山山開き	標高976メートルの市内最高峰の山開き
	かたくり祭り（関の森公園） 天狗の花まつり（表郷番沢）	かたくりの花が楽しめる かたくりやヤマブキソウが楽しめる
6月	コウホネとスイレン （南湖公園）	湖に浮かぶコウホネとスイレンが楽しめる
6月下旬～	ホタル観賞会（関の森公園） （東下野出島）	日没から午後9時頃まで観賞できる
11月	天狗山山開き	日本一遅い山開き



コウホネ



スイレン

2-4 低炭素社会の実現に向けた課題と対応

■地球温暖化対策(緩和策)への対応

・地球環境に配慮した行動の実践

市域から排出される温室効果ガスの2017年度の総排出量は685千 t-CO₂となっており、2015年度以降は概ね減少傾向にあります。

部門別では、「業務部門」で減少傾向にありますが、「産業部門」は増加傾向にあります。

本市では、公共施設の省エネ設備への改修工事や公用車にハイブリッド車の導入を進めるなどの取組を実施し、公共施設から排出される温室効果ガスは、約1,000 t-CO₂ (2017年度比2019年度実績)の削減となりました。

引き続き、地球温暖化問題や省エネ行動等について、市民や事業者に啓発活動を行い、意識の向上を図っていくとともに、公共施設からの温室効果ガスの排出抑制に努めていく必要があります。

・再生可能エネルギーの利用促進

2011年の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故や計画停電をきっかけに、太陽光発電等のもつ自家発電能力の価値が改めて認識され、再生可能エネルギー発電設備の導入が進んでいます。

自然環境に配慮し、持続可能な豊かな社会の実現に向け、太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入・利用促進を図り、割合を高めていく必要があります。

・省エネ機器の利用拡大

家電・冷暖房や給湯機器などについて、よりエネルギー利用効率の高い機器への更新や導入を促進するとともに、建物の断熱化といった温室効果ガスの削減効果の高い取組の普及・啓発を行っていく必要があります。

■地球温暖化対策(適応策)への対応

本市においても異常高温や短時間の集中豪雨の頻発など、気候変動による影響と考えられる事象が顕在化しており、健康被害や水害・土砂災害の発生リスクが高まっています。

そのため、健康被害や水害・土砂災害対策、農作物への被害軽減に向けて、気候変動に対する「適応策」について検討していく必要があります。

■低炭素なまちづくりへの対応

本市では、「白河市都市計画マスタープラン」に基づき、環境に配慮した都市地域資源を活かしたまちづくり、良好な居住環境を持つまちづくりを進めています。

また、市域から排出される温室効果ガスの削減にあたっては、Z E HやZ E Bといった省エネ建築物への更新など、ハード面の対策強化や公共交通機関の利便性向上が求められています。

そのため、過度に車に依存しない都市づくりや交通施策の導入に加え、公共施設等の省エネ建築物への更新をはじめとして、Z E HやZ E Bの普及、公共交通網の整備など、まちの低炭素化に向けた取組を検討していく必要があります。

2-5 地域環境の保全活動の課題と対応

■少子高齢化への対応

本市の人口^{※1}は、2012年の66,048人をピークに減少の一途をたどっており、今後、高齢化が急速に進むことが予測されています。

少子高齢化に伴う人口減少による影響は、地域経済や地域活力の低下、税収等の減少による公共サービスの低下など、様々な面で市民生活に影響を及ぼすことから、限られた財源の中で必要な施策を実施することが求められています。

環境分野においても、限られた予算と人的・物的資源のなかで、「選択」と「集中」による計画的・効率的な環境施策の実施が求められており、市民、事業者及び市の協働体制を強化していく必要があります。

■環境保全活動の定着・拡大への対応

本市では、市民や各種団体に対し、環境保全に関して様々な普及・啓発活動や環境保全行動の実践を促進する取組を実施しています。

しかしながら、少子高齢化に伴い、環境保全活動を行う市民や各種団体の参加者の高齢化が進むことで、活動の停滞も懸念されます。

今後も環境保全活動の定着を図るために、様々な普及・啓発活動や環境保全行動の実践を促す取組を継続していきますが、全ての市民、事業者が環境保全活動の担い手となるべく、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できる協働プログラムを構築する必要があります。

※1 本市の人口：2005年度以前は、合併前の白河市、表郷村、東村及び大信村の人口の合計数。

第3章 目標とする環境像

1 目標とする環境像

本市は、豊かな緑に囲まれ、阿武隈川、社川、隈戸川などのたくさんの川が流れ、市街地のまわりには、里山に囲まれたのどかな田園風景が広がっています。城下町として発展してきた市街地にも谷津田川や丘陵地があり、自然と人々の生活が上手に調和した都市が形成されています。

豊かな自然環境と長い歴史の中で育まれてきた伝統や文化を先人に学び、守っていくと同時に、将来にわたって健康で豊かな生活を続けることのできる、あたたかな心かようまちづくりを目指していきます。

自然と共生し潤いのある環境を 未来につなぐまち 白河



小南湖（白河）



田園風景（表郷）



聖ヶ岩（大信）



菜の花（東）

2 基本目標

本市が目標とする環境像「自然と共生し潤いのある環境を未来につなぐまち 白河」の実現に向けて、本計画が目指す10年後の白河市のイメージを5つの分野ごとに描いてみました。

これらの将来イメージを「目標とする環境像」を実現するための基本目標として位置づけ、市民、事業者及び市の協働のもとで、実現に向けた取組を進めていきます。

なお、目標とする環境像や基本目標を実現するために実施する環境施策は、同時に市の福祉の向上や経済活性化、快適なまちづくりといった環境以外の分野にも好影響を与えることが予想されます。

そこで、環境施策の実施が本市の社会・経済など、複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、それぞれの基本目標に関連するSDGsを標記しました。

標記したSDGsは、本計画の推進によって達成されるゴールであると同時に、白河市第2次総合計画をはじめとする本市の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識しながら、施策の展開を図っていくものとします。

基本目標 I

資源循環型社会の実現

～ごみを出さないライフスタイルを実践するまち～

できる限りごみを出さず、ものを捨てずに大切に使う生活や事業活動が定着し、分別排出も徹底され、焼却処理されたり、最終処分されるごみの量が減り、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

【関連するSDGs】



基本目標Ⅱ

安心・安全社会の実現 ～快適な生活環境を未来に伝えるまち～

騒音・振動などに対する調査・監視・指導の継続により、環境基準を達成し、公害への苦情が減っています。また、事業所・工場などの排水対策、家庭の生活排水対策が進み、河川の水質が改善されています。

雨水の貯留やかん養能力を持つ農地、森林が保全され、河川流量の維持や地下水の保全が図られるなど、人類共通の財産である水が健全に循環するまちになっています。

歴史的な街並み景観や四季が感じられる豊かな自然景観が維持され、心が落ち着くまちになっています。

【関連する SDG s】



基本目標Ⅲ

自然環境共生社会の実現 ～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～

自然が多く残されており、里山や水辺などの自然空間が市民や事業者の協働で手入れされ、多様な生き物や植物が確認できるようになっています。

また、自然とふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

【関連する SDG s】



基本目標Ⅳ

低炭素社会の実現 ～COOL CHOICE を実践するまち～

家庭や事業所における COOL CHOICE ※1 運動が定着しており、「賢いエネルギーの使い方」が当たり前になっています。

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの設備導入も進み、無駄なエネルギーを消費しない住宅や工場、事業所が増え、電気自動車や燃料電池自動車が普及するなど、まちの低炭素化が進んでいます。

さらに、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や土砂災害、熱中症にかかる危険性が低いまちになっています。

【関連する SDG s】



基本目標Ⅴ

地域環境の保全活動の拡大 ～協働による環境活動を実践するまち～

自然と歴史・文化にあふれた白河を愛し、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について正しい知識を学び、その解決に向けて積極的に行動できる市民や事業者になっています。

豊かな自然、白河関跡や南湖公園、小峰城跡に代表される歴史や文化など、魅力ある地域資源に恵まれた白河をより豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐため、市民、事業者及び市が協働してさまざまな環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

【関連する SDG s】



※1 COOL CHOICE：省エネ行動や低炭素型の製品の購入など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をすること。

第4章 環境施策

1 環境施策の体系

目標とする環境像	基本目標	個別目標
自然と共生し潤いのある環境を未来につなぐまち 白河	I 資源循環型社会の実現 ～ごみを出さないライフスタイルを実践するまち～	1 3Rの推進
	II 安心・安全社会の実現 ～快適な生活環境を未来に伝えるまち～	2 安心・安全な生活環境の保全
		3 水循環の保全
		4 快適な街並みの形成
	III 自然環境共生社会の実現 ～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～	5 生物多様性の保全
		6 みどり・水辺の保全
	IV 低炭素社会の実現 ～COOL CHOICE を実践するまち～	7 省エネルギー化の推進
		8 再生可能エネルギーの利用促進
		9 まちの低炭素化の推進
		10 気候変動適応策の推進
	V 地域環境の保全活動の拡大 ～協働による環境活動を実践するまち～	11 環境に配慮した行動の実践
		12 環境教育・環境学習の推進
		13 協働による環境活動の推進

基本施策	関連するSDG s
1-1 ごみの発生抑制に向けた普及・啓発 1-2 分別排出の徹底 1-3 資源化推進のための仕組みづくり	 
2-1 公害防止対策の推進 2-2 監視、測定の実施	  
3-1 健全な水循環の維持	
3-2 良好な水循環の維持	 
4-1 まちの美化の推進	
4-2 歴史的景観の保全・育成	
5-1 動植物の生息・生育環境の保全	  
6-1 里山の保全と活用	
6-2 農地、森林の保全	 
6-3 水辺の保全と活用	
6-4 公園の整備・維持管理	
7-1 家庭の省エネルギー化の促進	  
7-2 事業所の省エネルギー化の促進	
7-3 公共施設の省エネルギー化の推進	
8-1 再生可能エネルギーの適切な導入の促進	  
9-1 省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進	
9-2 環境負荷の少ない交通システムへの転換の推進	
10-1 自然災害対策の推進	
10-2 健康被害対策の推進	
11-1 環境保全行動の実践に向けた普及・啓発	  
11-2 環境活動情報の共有	
12-1 学校における環境教育の充実	
12-2 地域における環境学習機会の拡充	
13-1 環境ボランティアの育成	
13-2 環境に配慮した活動への支援	
13-3 協働による環境活動、イベントの拡充	

2 環境施策

基本目標 I

資源循環型社会の実現 ～ごみを出さないライフスタイルを実践するまち～

施策展開の方向性

限りある資源を長く、大切に使い続けるため、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動を根本から見直し、あらゆる物を資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していかなければなりません。

そのため、生産・流通・消費の各段階において、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷の抑制や二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減に資する社会経済システムの実現が重要です。

ごみを減らすためには、まず、ごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を推進することが必要です。

これまでの3Rの推進により、再資源化量は増加しましたが、ごみの総排出量も増加していることから、引き続き、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rの推進に主眼を置きながら、市民や事業者への普及・啓発活動を実施していきます。

関連する SDGs



達成目標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
市民一人の1日当たりのごみ排出量	1,090 g /人・日	900 g /人・日
資源ごみ回収率	10.7%	13.5%

市民の取組

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わない。
- リユースボトルやリユースショップ等を利用する。
- 環境にやさしい製品（エコマーク製品やグリーンマーク製品等）や、リサイクル製品を積極的に使う。
- 食品ロスを出さないように配慮する。
- リサイクルの手間を惜しまない。
- ごみは正しく分別してから出すことを徹底する。
- 資源物を出すときは、地域の回収活動に参加する。

事業者の取組

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは作らない。
- 環境にやさしい製品（エコマーク製品やグリーンマーク製品等）や、リサイクル製品を積極的に使う。
- 食品ロスを出さないように配慮する。
- ごみと資源物は自らの責任で正しく処理する。
- 資源にできるものは主体的に回収する。

市の取組

個別目標1

3Rの推進

1-1 ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

市広報紙や市ウェブサイト、パンフレット、ポスターなどを活用して、ごみの発生抑制のための情報提供をするとともに、資源循環に配慮した事業活動やグリーン購入^{※1}の重要性などについて、普及・啓発活動を行います。

1-2 分別排出の徹底

一般ごみとして出される資源物を削減するため、ごみの分け方や出し方について必要な情報をわかりやすく市民や事業者提供し、分別排出の徹底を図ります。

1-3 資源化推進のための仕組みづくり

分別排出について、普及・啓発活動を行うとともに、引き続き資源回収を実施した団体に奨励金を交付するなど、資源化を推進します。

施策	
①	ごみの減量化や再資源化を推進するため、市広報紙や市ウェブサイトなどで、3Rの推進、環境に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて普及・啓発活動を推進します。
②	家庭や飲食店などに対し、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスを削減します。
③	資源回収を実施した団体に奨励金を交付し、資源化を推進します。

※1 グリーン購入：商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

施策展開の方向性

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令に基づく事業所・工場などへの指導や立ち入り検査のほか、公害の発生防止に向けた取組の実施など、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

特に、河川の水質改善を図るため、下水道施設への接続を推進するほか、事業所・工場などからの排水規制、汚水処理施設における適切な排水処理などの取組を推進します。

また、河川流量の維持や地下水を保全するため、雨水の貯留やかん養能力を持つ農地、森林の保全を図り、健全な水循環の確保に努めます。

さらに、本市には多くの寺院やカギ型の道など江戸時代の町割が色濃く残されており、城下町らしい風情が感じられます。

魅力的で快適な街並みを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止など、まちの美化に関する市民意識の高揚、不法投棄の発生抑止を図り、ふるさとに愛着が持てるようなまちづくりを推進します。

関連する SDGs



達成目標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
騒音調査における環境基準達成率	68.8%	90%
一般大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100% (2017年度)	100%
河川の水質 (BOD の平均値)	1.36mg/L	1.30mg/L

市民の取組

- ・ 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がける。
- ・ エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車等の運転は慎む。
- ・ 家庭ごみなどの焼却、不法投棄はしない。
- ・ 公共下水道や農業集落排水整備区域では、処理施設へ接続する。
- ・ 公共下水道や農業集落排水整備区域外では、単独処理浄化槽やくみ取りから合併処理浄化槽への転換に努める。
- ・ 地域の自然景観や歴史的・文化的景観の保全事業・活動に協力する。
- ・ 市のごみのポイ捨て、不法投棄対策に協力する。
- ・ 地域の清掃活動に積極的に参加する。

事業者の取組

- ・ 工場建設や開発等にあたっては、景観や環境に配慮する。
- ・ 事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭などの防止に努める。
- ・ 排水基準を遵守する。
- ・ 周辺住民などから苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力する。
- ・ エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車等の運転は慎む。
- ・ 地域の自然景観や歴史的・文化的景観の保全事業・活動に協力する。
- ・ 市のごみのポイ捨て、不法投棄対策に協力する。
- ・ 地域の清掃活動に積極的に参加する。

市の取組

個別目標2

安心・安全な生活環境の保全

2-1 公害防止対策の推進

法令に基づき、事業所・工場などへの指導や立ち入り検査など、環境基準の達成に向けた取組を実施します。

2-2 監視、測定の実施

河川の水質、自動車交通騒音など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。

施策	
①	生活環境を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。
②	河川や湖沼の水質、自動車交通の騒音などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。
③	自動車交通騒音などを緩和するため、舗装の修繕を進め、道路環境の改善を実施します。
④	廃棄物の焼却禁止について、周知・指導します。

コラム：廃棄物の焼却は法律で禁止されています

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、ドラム缶などで廃棄物（ごみ）を燃やすと、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金または併科に処せられます。

廃棄物（ごみ）は、分別して集積所に出すか、処理業者に処分を依頼するなど、適正に処分しましょう。

○焼却禁止の例外

- 1、国又は地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2、震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

3-1 健全な水循環の維持

森林や農地が持つ水源かん養機能をはじめとする多面的機能を持続的に発揮させるため、土地利用の保全と適切な維持管理を促進するほか、短時間の集中豪雨などにより発生するおそれのある浸水被害の軽減を図るため、ため池の保全や雨水貯留施設の導入を検討します。

3-2 良好な水環境の維持

河川及び地下水における水質保全を図るため、下水道施設の維持管理を推進するほか、事業所・工場などからの排水規制、污水处理施設における適切な排水処理などの取組を推進します。

施策	
①	森林経営管理法に基づく経営管理を行い、林業経営の効率化及び森林管理の適正化を促進します。
②	白河市森林整備計画に基づき、間伐、造林、枝打、下刈などの森林施業が適正に行われるように取り組むとともに、水源かん養機能を有する良好な森林については、森林所有者等との連携のもと、その保全と育成に努めます。
③	農地の多面的機能を維持・発揮するため、多面的機能支払交付金事業等を活用し、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理などの活動を支援します。
④	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視を行います。
⑤	公共下水道施設の維持管理を推進します。
⑥	公共下水道や農業集落排水整備区域では、下水道施設への接続を促進します。
⑦	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

4-1 まちの美化の推進

本市では、清潔できれいなまちをつくり、快適な都市環境を確保するため、白河市美しいふるさとづくり条例を施行し、対策に努めています。

引き続き、ごみの散乱や不法投棄を防止し、まちの美化を推進するため、市民や事業者のモラルの向上を図るとともに、地域との協働により、市内一斉清掃や不法投棄監視パトロールなどを実施します。

4-2 歴史的景観の保存・育成

南湖公園、小峰城跡、白河関跡などの先人が守り築いてきたかけがえのない歴史的遺産の保存・育成を図り、魅力あふれる景観づくりを推進します。

施策	
①	「ポイ捨てをしない、させないまちづくり」を目指して、市民、事業者及び市が協働して、自主的なまちの美化活動、ごみの散乱防止を推進します。
②	市民、事業者及び市が一体となってまちの美化を促進するため、市内一斉清掃を実施します。
③	不法投棄監視パトロールを実施します。
④	建設工事や開発等にあたっては、景観や環境に配慮するよう指導を行います。
⑤	河川沿いや公園において、樹木植栽等の整備や維持管理を行います。 また、地域との協働による維持管理を進めます。
⑥	空家等について、適切な管理に必要な措置をとるよう所有者等へ指導等を行います。

施策展開の方向性

本市は、農地、森林、河川など多様な環境で構成された里山が多く存在し、多くの生物がそれぞれの環境に適応して生息・生育しています。

しかし、長い時間をかけて造られた里山の自然環境は、社会経済やライフスタイルの変化に伴い、質・量ともに低下しつつあり、多くの生物の生息・生育状況の悪化や衰退が進んでいます。

里山の自然環境を次世代へと引き継いで「自然と人との共生」を実現するために、緑地や水辺の改変、耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育域である豊かな自然の維持・向上に向けた取組を展開します。

また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供するほか、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

関連する SDGs



達成目標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
多面的機能支払交付金事業組織数	72 件	72 件 (現状を維持する)
緑化推進団体数	6 団体	8 団体

市民の取組

- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに進んで参加する。
- 水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持つ。
- 植栽やグリーンカーテンの設置など、身近な緑を増やす。
- 地域の公園の清掃など美化活動に協力する。

事業者の取組

- 開発等を行う際は、地域の自然環境や景観の保全に配慮する。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力する。
- 植栽やグリーンカーテンの設置など、身近な緑を増やす。
- 地域の公園の清掃など美化活動に協力する。



ヤマブキソウ (表郷天狗山)



田園風景 (大信)

市の取組

個別目標5

生物多様性の保全

5-1 動植物の生息・生育環境の保全

本市では、現在国内で唯一生息が確認されているビャッコイをはじめとする、多種多様な動植物が生息・生育しています。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく希少野生動植物に指定された絶滅危惧種の実態を定期的に把握するとともに、それらの保存・保護に向けた取組を市民、事業者及び市の協働により推進し、市内の生物多様性を支えるネットワークを維持します。

併せて、多様な環境が織りなす生物多様性の基盤の保全に向けて、森林や水辺の改変、耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育環境の維持と質的向上に向けた取組を実施します。

施策	
①	自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、市内の環境活動団体等と協働して、動植物の実態把握に努めます。
②	希少動植物の生息・生育状況の情報収集に努め、適切な保全策を講じます。
③	生物多様性に関して市民の理解を深めるため、チラシ等で情報発信を行います。
④	貴重な動植物などの保護をするため、外来動植物被害防止の取り組みを推進します。



ゲンバイトンボ



ホトケドジョウ



かたくりの花（表郷天狗山）

コラム：市内で見られる貴重な動植物

○ビャッコイ

白河市表郷金山字瀬戸原地内の清水流中にのみ自生する、カヤツリグサ科ビャッコイ属に分類される、多年草の貴重な種で、茎は細く横に這うように伸び、その節から茎と葉をつけています。

地元の植物好き少年、鈴木貞次郎氏・清水傳吉氏（当時 12、13 歳頃）が採取し、福島師範学校の植物教室に照会した際、採集地や採集年月日をつけなかったために、戸の口原（会津）で採集された標本と一緒に、植物学者・牧野富太郎博士の下へ送られました。

博士が命名する段階で、会津から送られて来たものと思い、会津にちなんで「ビャッコイ」とされたと推測されています。

貴重な植物であるため、昭和 30 年 12 月に福島県指定天然記念物に指定され、さらに昭和 54 年 3 月にビャッコイ自生地及びその周辺地域 1.4ha が福島県自然環境保全地域に指定を受けています。

その後、平成 26 年 3 月に白河市ビャッコイ自生地保全計画を策定し、保全活動や植生状況の定点観察を行っています。

また、国レッドリストの絶滅危惧 I A 類、県レッドリストの絶滅危惧 I 類に選定されているほか、令和 2 年に特定第一種国内希少野生動植物種に指定されました。



6-1 里山の保全と活用

本市の原風景とも言える里山環境の保全に向けて、地域の市民や団体の協力を得て、適切な維持管理に努めます。

また、里山資源を活用した体験イベントなどの開催を図ります。

6-2 農地、森林の保全

作物の生産や良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間といった多面的な役割を担う農地を保全するため、耕作放棄地の解消や、有害鳥獣被害防止に向けた取り組みを推進します。

また、森林が持つ水源かん養、大気浄化、動植物の生息・生育空間などの公益的機能の保全及び増進に努めます。

6-3 水辺の保全と活用

河川やため池、農業用水路などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努めます。

また、市民が水辺に親しめる機会の提供を目的とするイベントや河川清掃活動などを実施します。

6-4 公園の整備・維持管理

自然とのふれあいの場、やすらぎの場である公園、道路景観について、地域の市民や団体、事業者の自主的な活動による維持管理を支援します。

また、都市公園法に基づき、公園の適正な設置に努め、市内のみどりを保全・創出します。

施策	
①	市民団体等と連携して、里山環境の維持・保全を図ります。
②	里山資源を活用した自然体験イベントの開催や体験型観光の充実を図ります。
③	白河市人・農地プランに基づき、地域の担い手を確保、育成し、農地の利用集積を図ります。

④	耕作放棄地を含めた農地を一定規模にまとめたうえで、農地中間管理機構を活用した基盤整備等を行い担い手へ貸し出すことで、耕作放棄地の解消と発生防止を図ります。
⑤	森林経営管理法に基づく経営管理を行い、林業経営の効率化及び森林管理の適正化を促進します。
⑥	白河市森林整備計画に基づき、間伐、造林、枝打、下刈などの森林施業が適正に行われるように取り組むとともに、水源かん養機能などの公益的な機能を有する良好な森林については、森林所有者等との連携のもと、その保全と育成に努めます。
⑦	農地の多面的機能を維持・発揮するため、多面的機能支払交付金事業等を活用し、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や景観形成などの活動を支援します。
⑧	有害鳥獣による被害を防ぐため、被害防止施設の設置を推進します。
⑨	南湖公園などの美しい自然環境を保全します。
⑩	市民や環境活動団体などと連携して、市民参加による河川や湧水池などの水辺の維持管理の促進やイベント活動を展開します。
⑪	都市公園法に基づく開発許可等の基準に関する条例などに基づき、公園の適正な設置に努め、緑化を推進します。



谷津田川



権太倉山山開き



南湖森林公園

施策展開の方向性

私たちの社会経済活動は、自然界から化石燃料や農林水産資源を取り入れ、これらの使用と廃棄を繰り返すライフスタイルの上に成り立っています。

特に、化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出は、地球温暖化の主要な要因であり、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存に関わる最も重要な環境問題のひとつとなっています。

今世紀に入って以降、地球温暖化が原因ではないかと考えられる局地的な豪雨や夏の猛暑などが発生し、動植物の生息・生育域が変化するなどの悪影響が現れており、温室効果ガスの排出削減が喫緊の課題となっています。

そのため、本市で暮らし活動する人々が積極的に環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を賢く選択していくよう促すことにより、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指します。

さらに、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じていきます。気候変動の影響は、様々な分野に及びますが、本市においては水害・土砂災害への対策や健康被害への対策を推進していきます。

関連する SDGs



達成目標

指標	基準値 (2013 年度)	現状値	目標値 (2030 年度)	基準値に対する削減目標率
市域から排出される温室効果ガス総排出量	714,002 t-CO ₂	685,081 t-CO ₂ (2017 年度)	528,360 t-CO ₂	-26.0%
市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量	15,639.9 t-CO ₂	12,559.4 t-CO ₂ (2019 年度)	9,039.9 t-CO ₂	-42.2%

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
エコチャレンジ参加世帯数	65 世帯	300 世帯
福島議定書への学校参加率	60.9%	100%

市民の取組

- こまめな消灯など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
- LED などの省エネルギー機器・設備の導入に努める。
- 再生可能エネルギーに関心を持ち、理解を深める。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムや薪ストーブなど再生可能エネルギーの導入に努める。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用する。
- 自動車を利用する際は、エコドライブを心掛ける。
- 電気自動車など、次世代自動車の導入に努める。
- リフォームや建て替えの際には、省エネ建築物となるように努める。
- グリーンカーテンを設置して日差しを和らげる。
- クールシェア・ウォームシェアスポット^{※1}を利用する。
- 災害への備えを確認しておく。
- エコチャレンジ事業に参加する。

事業者の取組

- クールビズ・ウォームビズを実施する。
- 省エネ診断を受診する。
- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施する。
- 設備機器の更新や建物のリフォームの際には、高効率空調や BEMS^{※2}など省エネルギー型の設備導入に努める。
- 環境マネジメントシステム^{※3}(エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など) の導入に努める。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムや薪ストーブなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- 自動車を利用する際は、エコドライブを心掛ける。
- 共同配送を採用するなど、物資輸送の省エネ化に努める。
- 電気自動車など、次世代自動車の導入に努める。
- クールシェア・ウォームシェアスポットの開設に協力する。
- 災害への備えを確認しておく。
- 福島議定書事業に参加する。

※1 クールシェア・ウォームシェアスポット：地域で気軽に集まって涼み、温まることのできる場所や施設。

※2 BEMS：ビル内の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、OA 機器等の電力使用量のモニターや制御を行うためのシステム。

※3 環境マネジメントシステム：事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。

市の取組

個別目標 7

省エネルギー化の推進

7-1 家庭の省エネルギー化の促進

温室効果ガスの排出量削減のために、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報を提供し、低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択する COOL CHOICE 運動への参加拡大を促進します。

7-2 事業所の省エネルギー化の促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や、省エネルギー行動を啓発し、習慣化を促進します。

さらに、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検の実施を促進します。

7-3 公共施設の省エネルギー化の推進

本市の公共施設においては、「白河市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

施策	
①	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、COOL CHOICE 運動への参加を呼びかけます。
②	家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー対策に関する情報を提供します。
③	家庭や事業所における高効率機器の設置・購入を促進します。
④	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）の導入を促進します。
⑤	エコドライブやアイドリングストップの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。
⑥	白河市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を推進します。
⑦	公共施設へ高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。
⑧	市内小・中学校及び事業所の福島議定書事業への参加を呼びかけます。
⑨	家庭から排出される CO ₂ を抑制するため、みんなでエコチャレンジへの参加を呼びかけます。

個別目標 8**再生可能エネルギーの利用促進****8-1 再生可能エネルギーの適切な導入の促進**

太陽光や木質バイオマスなど再生可能エネルギーについて、自然環境や生活環境への影響を配慮のうえ、利用を促進します。

施 策	
①	太陽光や木質バイオマスなど再生可能エネルギーの適切な導入を促進します。
②	太陽光や木質バイオマスなど再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。
③	公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。

個別目標 9**まちの低炭素化の推進****9-1 省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進**

建物の新築、増改築時や設備更新などに際し、省エネルギーに配慮するよう情報提供を行い、まちの低炭素化を推進します。

9-2 環境負荷の少ない交通システムへの転換の推進

環境負荷の少ない電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ります。

また、市民だけでなく、市外から仕事や観光などで本市を訪れた方々が鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

施 策	
①	戸建住宅や集合住宅、ビルの新築、増改築時には、省エネルギー化が図れるよう、情報提供を行います。
②	電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ります。
③	公共交通機関の充実を図り、利用を促進します。
④	関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備をします。

10-1 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨などによる被害の軽減に向け、雨水の貯留・浸透、利用の促進や道路側溝などの排水能力を高め、市内の水害対策や土砂災害対策を進めます。

また、白河市総合防災マップの周知など、市民の防災意識の高揚を図ります。

10-2 健康被害対策の推進

熱中症の発症リスクが高まっていることから、市民へ向けて予防に関する情報提供などの普及・啓発を行っていくほか、クールシェアスポットの開設について事業者への協力を呼びかけます。

施 策	
①	排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。
②	予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて、白河市総合防災マップの周知、市民の防災意識の向上を促進していきます。
③	熱中症患者の発生を予防するため、県と連携して市内の公共施設や事業所をクールシェアスポットとして認定し、休息施設としての利用を促進します。

基本目標 V

地域環境の保全活動の拡大 ～協働による環境活動を実践するまち～

施策展開の方向性

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し、変えることにより、その解決に繋げることが出来ます。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのため、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会でも、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を行い、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。

関連する SDGs



達成目標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2030 年度)
市内一斉清掃参加人数	8,711 人	9,500 人

市民の取組

- 環境保全活動に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持つ。
- 自主的に環境学習に取り組む。
- 環境にやさしい行動の実践に努める。
- 地域の環境保全活動に参加する。
- 環境イベント、環境学習講座などに積極的に参加する。

事業者の取組

- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）の導入に努める。
- 従業員を対象とした環境研修を実施する。
- 施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供する。
- 地域の環境保全活動に参加する。
- 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に協力、参加する。

市の取組

個別目標 11

環境に配慮した行動の実践

11-1 環境保全行動の実践に向けた普及・啓発

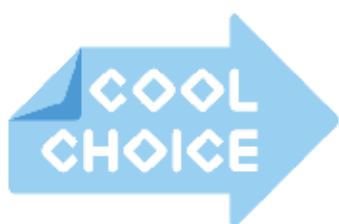
環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民や事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民や事業者の自主的な活動に対する支援を行います。

11-2 環境活動情報の共有

市広報紙や市ウェブサイト、SNS、回覧板などの様々な媒体を活用しながら、市内の環境保全活動に係る情報発信を行っていきます。

また、市内で活動を行っている市民や環境活動団体などの取組を広く周知します。

施策	
①	COOL CHOICE 運動の普及・啓発を進めます。
②	日常生活の中で省エネ及び省資源の効果を分かりやすく確認できる手法を紹介します。
③	環境問題に係る情報の収集・提供を行います。
④	市民や事業者が行うべき環境保全活動について周知を行います。
⑤	市民や事業者が行っている環境保全活動を発表する場を提供します。



12-1 学校における環境教育の充実

次の世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、さらなる充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育を推進します。

12-2 地域における環境学習機会の拡充

多くの市民の興味を引く事業活動の立案や、市民が参加しやすいよう工夫しながら、環境学習会やイベントを開催し、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上を目指します。

施策	
①	環境学習の教材や教育プログラムなどの整備、充実を図ります。
②	自然観察会、緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる、体験を通じた環境学習の機会の拡充を図ります。
③	地域における環境保全活動の組織づくりを支援します。
④	市民や事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。
⑤	環境学習活動に有識者の派遣等の支援を行うよう努めます。



森林体験学習

13-1 環境ボランティアの育成

様々な主体が参加できる講座やイベントの開催などにより、幅広く意識と行動の啓発を行い、環境保全活動の推進役となる環境ボランティアの育成を図ります。

13-2 環境に配慮した活動への支援

市民や事業者が自主的に行う環境保全・美化の支援を図ります。

また、環境に配慮した経済活動を行う中小企業の支援を図ります。

13-3 協働による環境活動、イベントの拡充

市民や事業者などと連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントを開催します。

施策	
①	環境学習や環境保全活動の推進役となる環境ボランティアの育成を図ります。
②	市民や事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。
③	市民や事業者の環境活動の推進を図ります。
④	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できるイベントを定期開催するとともに、市民、事業者、学校、地域が実施する環境への取組を支援します。
⑤	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行う市民や事業者の交流を促進します。

第5章 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

1 地球温暖化の現状と影響

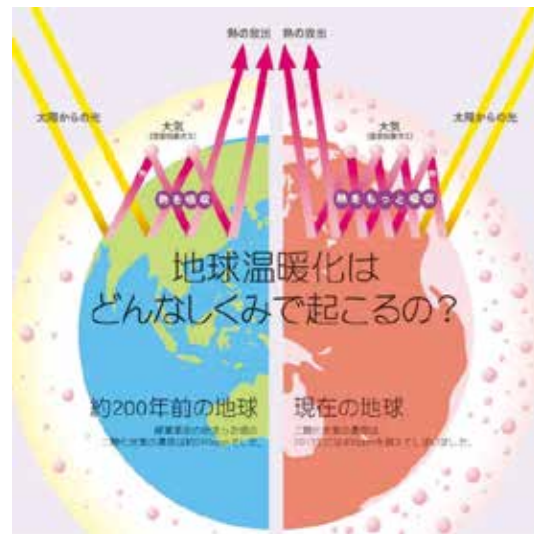
地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を14°C程度に保つ役割を持っています。

この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。

これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の第5次評価報告書（2014年）によると、1880～2012年の間に、世界の平均気温は0.85°C上昇しています。

過去50年の気温の上昇は、自然の変動ではなく、人類が引き起こしたものと考えられており、2100年末には、1986～2005年の平均と比べて、最小0.3～1.7°C上昇、最大4.8°C上昇と予測されています。



資料：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

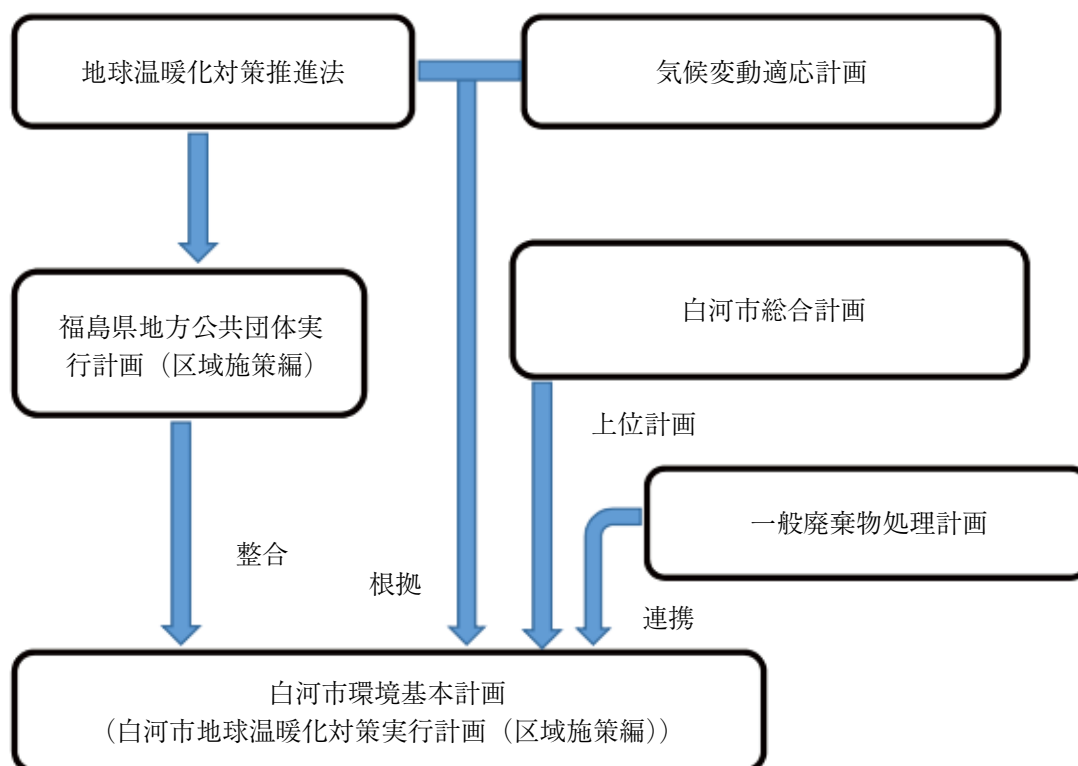
2 計画の目的

本計画は、市民、事業者及び市それぞれが地域の自然的・社会的条件に応じ、国や福島県の取り組みも踏まえつつ、互いに連携しながら対策を実施し、地域の温室効果ガス排出量を削減することを目的としています。



3 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく計画です。また、他の関連計画とは、次のような関係にあります。



4 計画期間

本計画は、2021年度を初年度とし、10年後の2030年度を目標年度とします。

なお、目標達成に向け、毎年対策の進捗を把握し、計画の着実な推進を図るため、5年毎に計画を見直すこととします。

5 対象とする温室効果ガスと部門等

本市では、温室効果ガスのうち、エネルギー起源 CO₂と廃棄物分野（特に一般廃棄物）由来の非エネルギー起源 CO₂を計画の対象とします。対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物分野 (一般廃棄物)	一般廃棄物の焼却処理による発生

6 温室効果ガス排出量の現況推計方法

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

本計画の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO₂と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO₂です。しかしながら、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、区域の温室効果ガスの排出量は推計によって算出されます。

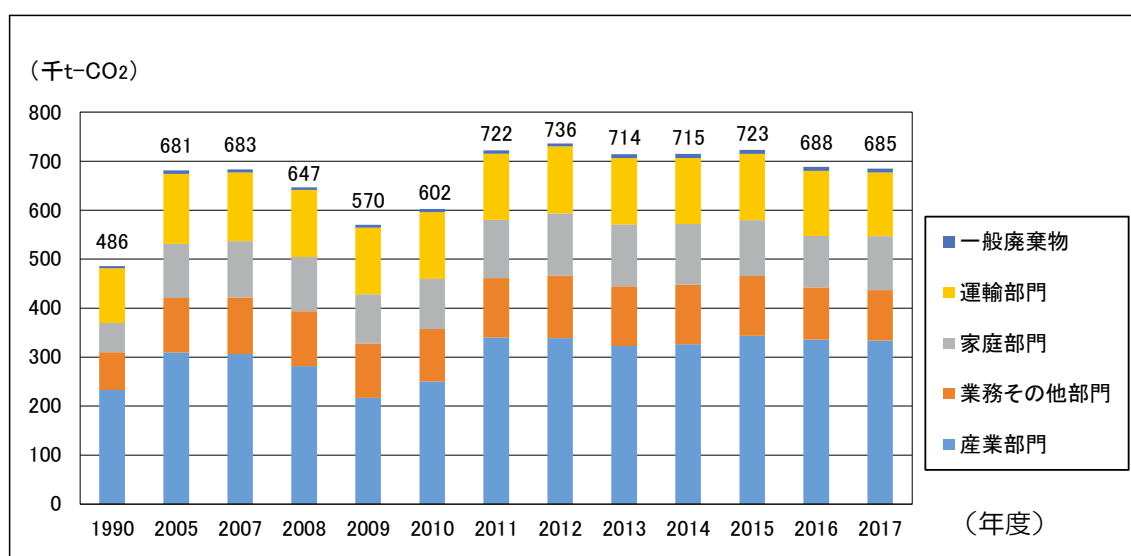
本市の温室効果ガス排出量については、環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂排出量の現況推計値」を参照しています。

7 温室効果ガス排出量の現状

本市からの温室効果ガス排出量は、微増減を繰り返しながら推移しており、2009年度以降は増加に転じたものの、最近では減少傾向にあります。直近の2017年度の排出量は、685千t-CO₂でした。

2017年度における温室効果ガス排出量を部門別等に見ると、産業部門の排出量が334千t-CO₂（49%）と最も多く、また、全国と比較しても多い傾向にあります。

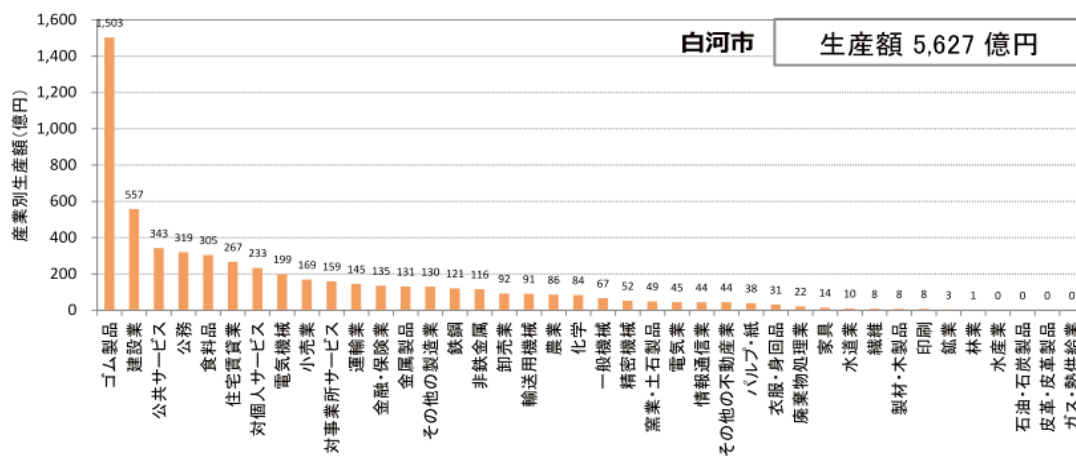
白河市域の温室効果ガス排出量の推移



資料：環境省の按分法による「全市区町村の部門別CO₂排出量の現況推計値」

産業部門別でみると、生産額が最も大きい産業はゴム製品で1,503億円であり、次いで建設業、公共サービスと続いており、産業が盛んであることが伺えます。

産業別生産額

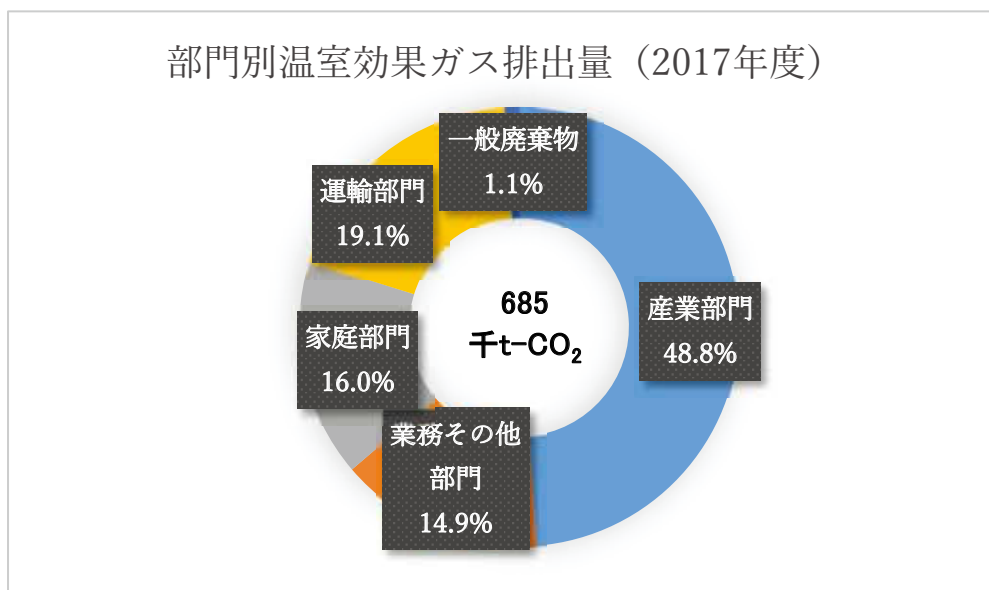


資料：白河市の地域経済循環分析 2013 年度版

8 部門別温室効果ガス排出量

2017 年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門からの排出量が約 49%と最も多く、次いで運輸部門から約 19%、家庭部門から 16%、業務その他部門から約 15%、一般廃棄物から約 1%となっています。

2017 年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳

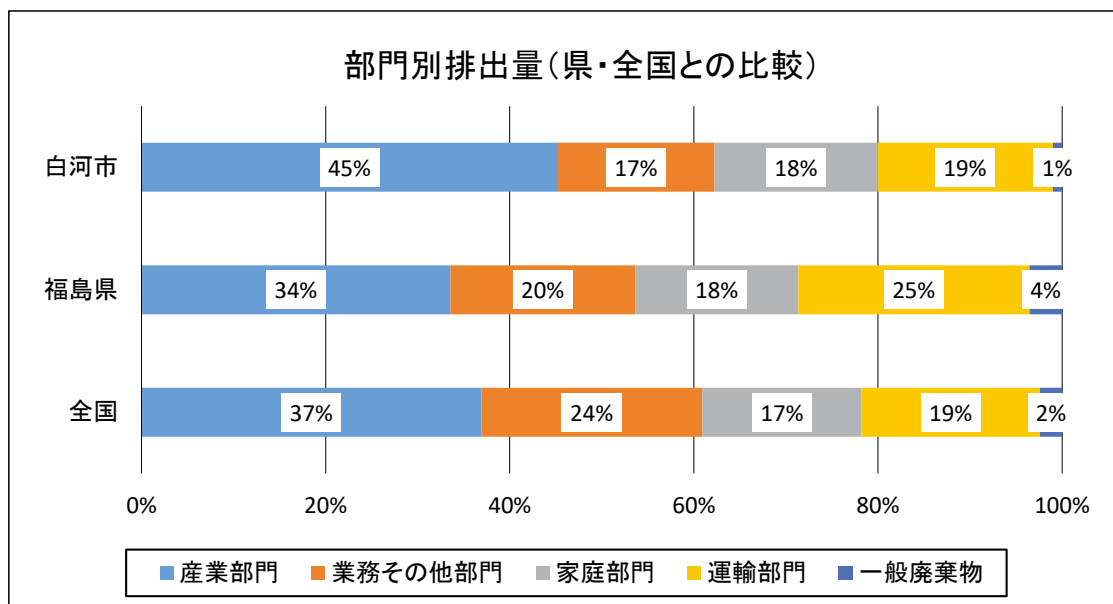


資料：環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」

県や全国と比較すると、産業部門からの排出量の占める割合が多くなっています。

業務その他部門は全国の構成比と比較すると低い傾向にあります。効果的な地域の温室効果ガス削減を実現するためには、産業部門に限らず対策が必要です。

2013年度部門別温室効果ガス排出量（県・全国との比較）



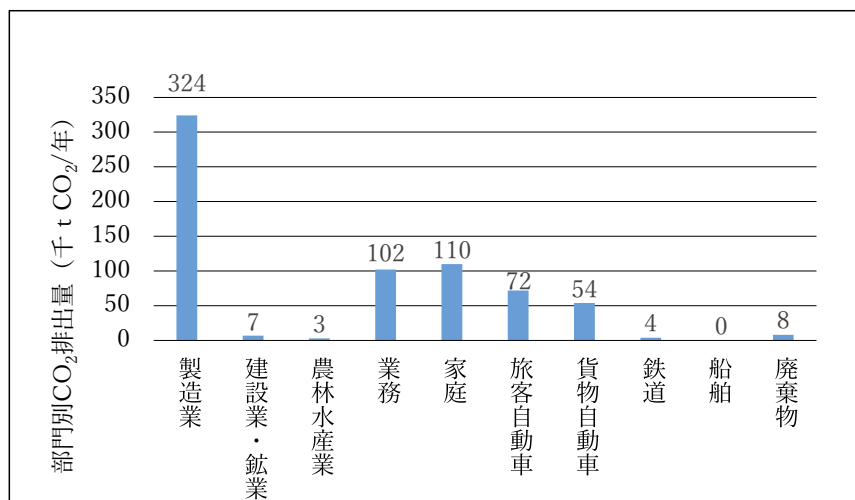
資料：環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」

部門別温室効果ガス排出量の推移

部門等	2013年度		2017年度		2017年度	
	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	2013年度比 増減量 (千t-CO ₂)	増減率
合計	714	100.0%	685	100.0%	-29	-4.1%
産業部門	323	45.2%	334	48.8%	11	3.5%
製造業	314	44.0%	324	47.3%	9	3.0%
建設業・鉱業	6	0.8%	7	1.0%	2	27.7%
農林水産業	3	0.4%	3	0.5%	1	18.7%
業務その他部門	122	17.0%	102	14.9%	-19	-15.7%
家庭部門	126	17.7%	110	16.0%	-16	-13.1%
運輸部門	136	19.0%	131	19.1%	-5	-3.8%
自動車	131	18.3%	127	18.5%	-4	-3.4%
旅客	75	10.5%	72	10.5%	-3	-3.5%
貨物	56	7.9%	54	7.9%	-2	-3.2%
鉄道	5	0.7%	4	0.6%	-1	-14.2%
船舶	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	7	1.0%	8	1.1%	0	4.9%

資料：環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」

2017年度の部門別 CO₂ 排出量



資料：環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」

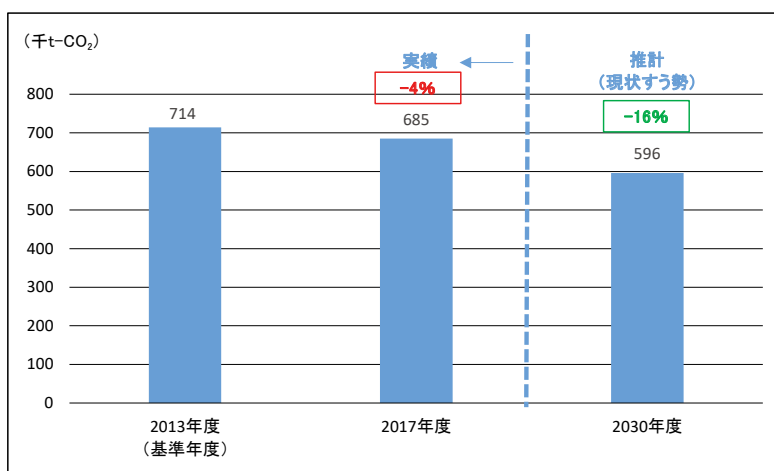
9 温室効果ガス排出量の将来設計

将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合（現状すう勢ケース）の温室効果ガス排出量を推計するものです。本計画の削減目標設定のための基礎情報とします。

本市の温室効果ガス排出量の将来推計は、前述の本市の温室効果ガス排出量に、白河市人口ビジョンに示された将来人口推計に基づく人口増加率を乗じて算出しています。

これによると、本市の温室効果ガス排出量は、2030年度は596千t-CO₂（2013年度比-16%）と推計されました。今後、本市では人口減少が予測されており、それに伴い温室効果ガス排出量も減少すると考えられます。

白河市域の温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）



資料：環境省「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール（2016年3月）

10 温室効果ガス排出量の削減目標

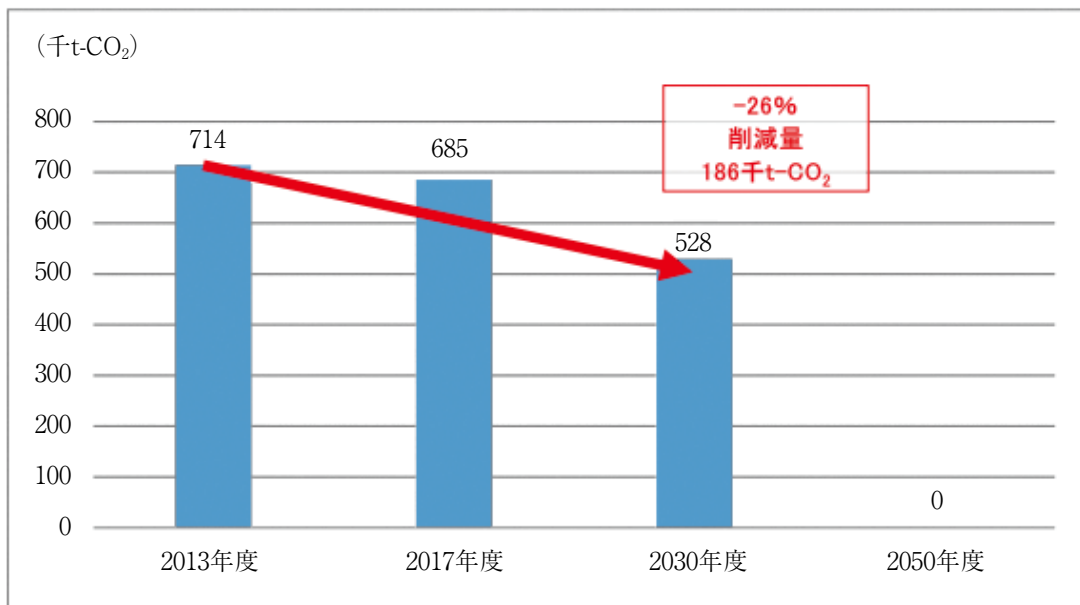
国は「パリ協定」の採択を受け、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、「2030年度に2013年度比26.0%削減」とする温室効果ガス排出量の削減目標を示しました。

本市の温室効果ガス排出量の削減目標は、以下のとおり国の目標を踏まえたものとなります。

また、脱炭素社会に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ^{※1}を目指します。

削減の目安 2030年度までに、2013年度比で26%削減

温室効果ガス総排出量削減の目標



資料：環境省「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール（2016年3月）

※1 二酸化炭素排出実質ゼロ：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

部門別温室効果ガス排出量

(千 t-CO₂)

部門等	2013年度排出量	2030年度排出目標値	目標削減率
産業部門	323	274	-15%
業務その他部門	122	73	-40%
家庭部門	126	77	-39%
運輸部門	136	98	-28%
廃棄物分野（一般廃棄物）	7	6	-14%
合計	714	528	-26%

資料：環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂排出量の現況推計値」



資料：環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂排出量の現況推計値」

温室効果ガス排出量の算定方法

部門	区分	算定方法
産業部門	製造業	製造業から排出されるCO ₂ は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等を乗じて推計する。 市区町村のCO ₂ 排出量＝都道府県の製造業炭素排出量／都道府県の製造品出荷額等×市区町村の製造品出荷額等×44／12
	農林水産業	建設業・鉱業から排出されるCO ₂ は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計する。 市区町村のCO ₂ 排出量＝都道府県の建設業・鉱業炭素排出量／都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44／12
	農林水産業	農林水産業から排出されるCO ₂ は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計する。 市区町村のCO ₂ 排出量＝都道府県の農林水産業炭素排出量／都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44／12
民生部門	業務その他	業務その他部門から排出されるCO ₂ は、業務部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計する。 市区町村のCO ₂ 排出量＝都道府県の業務部門炭素排出量／都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44／12
	家庭	家庭部門から排出されるCO ₂ は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計する。 市区町村のCO ₂ 排出量＝都道府県の世帯当たり炭素排出量／都道府県の世帯数×市区町村の世帯数×44／12
運輸部門	自動車	運輸部門（自動車）から排出されるCO ₂ は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計する。 なお、算出は旅客乗用車、貨物自動車のそれぞれに対して行う。 市区町村のCO ₂ 排出量＝全国の自動車車種別炭素排出量／全国の自動車車種別保有台数×市区町村の自動車車種別保有台数×44／12
	鉄道	運輸部門（鉄道）から排出されるCO ₂ は、人口に比例すると仮定し、全国の人口当たり炭素排出量に対して、市区町村の人口を乗じて推計する。 市区町村のCO ₂ 排出量＝全国の人口当たり炭素排出量／全国の人口×市区町村の人口×44／12
廃棄物部門	一般廃棄物	一般廃棄物から排出されるCO ₂ は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計する。

資料：各部門の算出方法（環境省）

11 地球温暖化に関する対策・施策

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するための対策・施策は以下のとおりです。本計画では、主に初期投資がかからず取り組みやすい運用対策を主な施策として推進します。

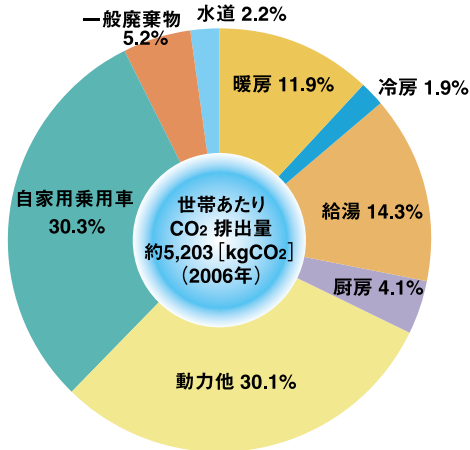
分類	部門	主な削減対策と政策
事業者	産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー等の燃焼設備の空気比を適正にする ・空調設備は適切な温度や湿度に設定する ・エネルギー消費効率の高い機器を導入する ・省エネ・再資源化に寄与する製品・商品を開発・提供していく
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の照明を高効率照明やLED照明に切り替える ・エネルギー消費量の少ない家電製品等に切り替える ・環境ISOなどの環境マネジメントに取り組み、エコオフィスを実践する ・再生可能エネルギーを導入する
	運輸	<ul style="list-style-type: none"> ・低燃費自動車やハイブリッド車、電気自動車を導入する ・エコドライブを実践する
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量化・再資源化に積極的に取り組む
家庭	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家電製品は温度・湿度・照度・時間・量など適正に保ち、省エネに取り組む ・家電製品は定期的に清掃・点検を行い、エネルギー効率をよくする ・新規購入及び買換えの時は省エネ機器・器具を選ぶ ・太陽光発電、太陽熱利用など再生可能エネルギーの導入を進める ・暖かさ、涼しさを家族でシェア（共有）する
	運輸	<ul style="list-style-type: none"> ・低燃費自動車やハイブリッド車、電気自動車を選ぶ ・エコドライブを実践し、通勤・通学や休日は移動を家族でシェアする
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしに3R運動 ①リデュース（すぐに不要となるものは、家庭内に持ち込まない） ②リユース（使い終わったものでも繰り返し利用する） ③リサイクル（もう一度資源として再利用）
行政	業務	<ul style="list-style-type: none"> ・白河市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、温室効果ガスを削減する ・公共施設に太陽光発電システムを導入する ・再生可能エネルギーの普及・啓発を図る ・クールシェア、ウォームシェアの場を提供する
	産業	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止対策に係る情報を啓発する ・再生可能エネルギーを導入する事業者に対し、導入に係る法制度等の助言を行う
	運輸	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進を図る
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画に基づき、減量化・再資源化に取り組む

私たちができること

—うちエコ！アクション①—

現在、国民1人あたりが家庭から排出する二酸化炭素は1日平均で約6 kg。
自分にできることからひとつひとつ、取組を積み重ねて二酸化炭素の排出量を減らしましょう。

家庭からの二酸化炭素排出量



出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス
「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2006年度)」
(2008.7.9発表)

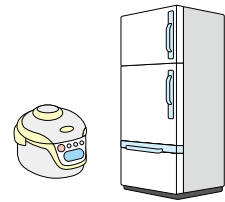
お風呂／トイレで



- シャワーの利用時間を1日1分短くする **74g**
- 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす **7g**
- 入浴は間隔をあけずに行う **86g**
- 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める **15g**

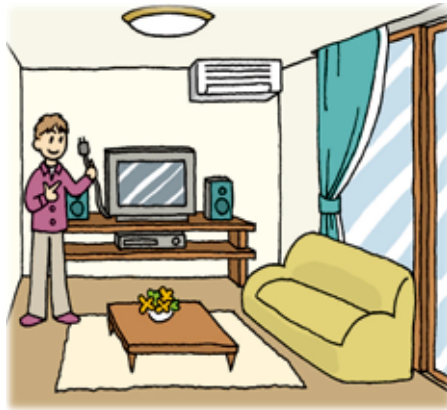
キッチンで

- 炊飯器の保温をやめる **37g**
- ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する **5g**
- 冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない **18g**
- 冷蔵庫を壁から適切に間隔で設置する **19g**



リビングで

- テレビを見ないときは消す **13g**
- 1日1時間パソコンの利用を減らす(デスクトップ型パソコン) **13g**
- 主電源をこまめに切って待機電力を節約 **65g**
- 夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする。 **83g**
- 冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする。 **96g**



※数字は1人1日あたりのCO₂削減量
出典：チーム・マイナス6% (環境省) HP
めざせ！1人1日1kgCO₂削減「私のチャレンジ宣言」より

全国地球温暖化防止活動推進センター
<http://www.jccca.org>

JCCCA
Japan Center for Climate Change Actions

13

第6章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各課の横断的連携と市民、事業者との協働による推進が不可欠です。そのため、白河市環境審議会をはじめ、市民、事業者及び市が協働して計画の推進に努めます。

1-1 白河市環境審議会

環境審議会は、環境保全等に関する基本的事項について、専門的かつ広範な視点から調査したものを審議する機関として設置されており、市民、事業者及び行政機関の職員から構成されています。

1-2 事務局(環境保全課)

事務局は、本計画の進行管理全般に関する調整事務を行い、主に環境審議会で検討内容の取りまとめや改定を行います。

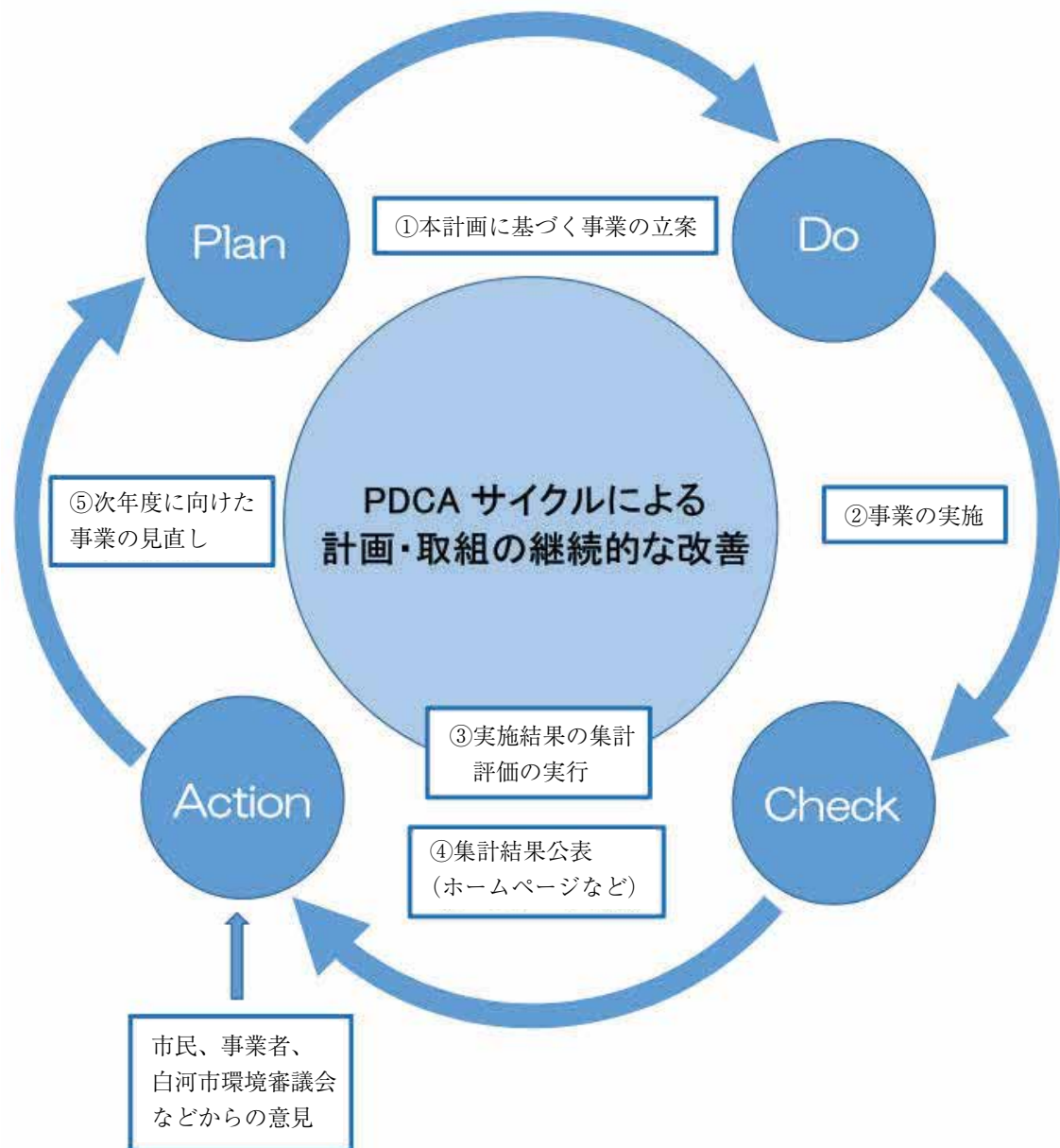
1-3 広域的な連携

地球温暖化や大気環境など、広域的に取り組むことが必要な課題について国、県及び近隣の地方自治体等との連携を図ります。

2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民、事業者及び市の協働による進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返すPDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理



參考資料

1 白河市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等(第7条・第8条)

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策(第9条—第17条)

附則

近年、都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、市民生活の利便性が増す一方で、資源やエネルギーの消費も拡大し、大量生産・大量消費する社会構造が抱えるところの都市型及び生活型公害並びに廃棄物などの問題が増大してきた。また、自然が持つ再生・浄化能力を超えるまでもになりつつある人の活動は、地域の環境のみならず、すべての生命の生存基盤である地球の環境をも脅かすまでに至っている。

白河市民には、健全で恵み豊かな環境のなかで、健康で文化的な生活を営む権利があるとともに、これらの良好な環境を将来の世代に継承すべき責務がある。

ここにわたしたちは、人が自然の生態系の一部であり、地球の環境が有限でかけがえのないものであることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合って、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築し、人と自然とが共生できる豊かさあふれる白河市の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが、市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを良好な状態で維持し、将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、廃棄物の抑制及び適正な処理を図るとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減につながる原材料、役務等の利用に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、市民相互の連携を深め、環境の保全及び創造に資する地域活動に参加するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。

(2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図るとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めること。

(3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的な遺産の保全を図ること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、白河市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ白河市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに、環境基本計画との整合を図るものとする。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第11条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、公園、緑地その他の公共的施設の整備を推進する等、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第 13 条 市は、関係機関等と協力して、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する積極的な活動の促進を図るため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第 14 条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 15 条 市は、第 13 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 16 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関し広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

2 白河市環境審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	職名等	備考
かわせ ただお 川瀬 忠男	西白河地方森林組合	会長
やない ぶんいち 矢内 文一	白河市環境衛生委員会	副会長
とくさ さちこ 木賊 幸子	福島県南地方振興局	
ささき とおる 佐々木 徹	白河地方広域市町村圏整備組合	
にほんまつ しげる 二本松 茂	白河商工会議所	
ましこ くによす 増子 国安	白河地域活性化協議会	
ほづみ たかいち 穂積 隆一	表郷地域活性化協議会	
たかはし くみこ 高橋 久美子	東地域活性化協議会	
たかく とおる 高久 亨	大信地域活性化協議会	
たかほし ともみ 高星 友美	しらかわ農業未来塾	
ほそや ひさえ 細谷 寿江	白河くらしの会	
なかのめ こうえい 中目 公英	福島県自然保護指導員	

3 策定経過

日付	会議等	内容
令和2年6月25日	第1回白河市環境審議会	白河市環境審議会委員辞令交付式、策定方針、スケジュールの審議、諮問
令和2年11月24日	第2回白河市環境審議会	計画案の審議
令和3年2月2日	第3回白河市環境審議会	計画案の審議
令和3年3月22日	白河市環境基本計画案の答申	答申

4 前計画の検証

指標	基準年 (2014 年度)	現状値 (2019 年度)
市民 1 人の 1 日当たりのごみ排出量	968g/人・日	1,090g/人・日
年間資源回収率	14.0%	10.7%
騒音調査における環境基準達成率	44%	68.8%
一般大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）	100%	100% (2017 年度)
水質環境基準達成率	100%	100%
自然公園等の面積	777ha	777ha
自然環境保全地域の面積	191.9ha	191.9ha
福島議定書への学校参加率	35%	60.9%
うつくしま地球温暖化防止活動推進員数	3 人	4 人
市内一斉清掃参加人数	7,992 人	8,711 人

5 達成目標一覧

基本目標	指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
会の実現 資源循環型社	市民一人の1日当たりのごみ排出量	1,090g/人・日	900g/人・日
	資源ごみ回収率	10.7%	13.5%
安心・安全社会の実現	騒音調査における環境基準達成率	68.8%	90%
	一般大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）	100% (2017年度)	100%
	河川の水質（BODの平均値）	1.36mg/L	1.30mg/L
社会の実現 自然環境共生	多面的機能支払交付金事業組織数	72件	72件 (現状維持)
	緑化推進団体数	6団体	8団体
低炭素社会の実現	市域から排出される温室効果ガス総排出量	685,081t-CO ₂ (2017年度)	528,360t-CO ₂
	市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量	12,559.4t-CO ₂	9,039.9t-CO ₂
	エコチャレンジ参加世帯数	65世帯	300世帯
	福島議定書への学校参加率	60.9%	100%
活動の拡大 地域環境の保全	市内一斉清掃参加人数	8,711人	9,500人

6 各調査の測定値

6-1 水質測定結果

指標名	測定値 (2015 年度)	水質環境基準	測定値 (2019 年度)	備考
南湖の水質	2.3mg/L	-	4.9mg/L	南湖(千世の堤)の 年平均COD ^{※1} 値
阿武隈川の水質	1.7mg/L	3.0mg/L 以下 (類型 B)	1.3mg/L	蕪内大橋付近の 年平均BOD ^{※2} 値
谷津田川の水質	1.9mg/L	-	1.4mg/L	土橋付近の 年平均BOD値
社川の水質	1.1mg/L	2.0mg/L 以下 (類型 A)	1.3mg/L	童里夢橋付近の 年平均BOD値
隈戸川の水質	1.0mg/L	-	1.3mg/L	千才橋付近の 年平均BOD値
矢武川の水質	1.4mg/L	-	1.5mg/L	柳町橋付近の 年平均BOD値
水質環境 基準達成率	100%	-	100%	環境基準類型指定地 点における達成率

出典：市調査

※1 COD：化学的酸素要求量のこと。Chemical Oxygen Demand の略語。水中の有機物を酸化剤で酸化するのに消費される酸素量で、水質汚濁の指標の一つとなっており、湖沼、海域で環境基準が定められている。この値が大きいほど水中の有機物が多いことになり、汚濁の程度も大きい傾向がある。酸化剤には過マンガン酸カリウムなどを使う。

※2 BOD：生物化学的酸素要求量のこと。Biochemical Oxygen Demand の略語。河川の水質を表す代表的な指標。水中の有機物が、微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量を mg/L で表したもの。この値が大きいほど水中には汚濁物質（有機物）が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する。

生活環境の保全に関する環境基準

河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

6-2 一般環境大気測定局(白河局)の測定結果

項目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
二酸化硫黄 (ppm)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
二酸化窒素 (ppm)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
光化学オキシダント (ppm)	0.034	0.035	0.035	0.034	0.037
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010
非メタン炭化水素 (ppmC)	0.14	0.12	0.12	0.10	0.10
微小粒子状物質 (μg/m ³)	13.2	13.0	11.5	10.8	9.2

出典：大気汚染の常時監視測定結果（福島県生活環境部水・大気環境課）

大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄※ ¹	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	環境上の条件に同じ。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	環境上の条件に同じ。
浮遊 粒子状物質※ ²	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	環境上の条件に同じ。
光化学 オキシダント※ ³	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素※ ⁴	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。	
非メタン 炭化水素※ ⁵	午前6時から6時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内であること。		
微小粒子状物質 (PM2.5) ※ ⁶	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。		

※非メタン炭化水素は指針値※⁷

- ※1 二酸化硫黄：石炭や石油など化石燃料の燃焼が主な発生源とされ、呼吸器疾患などを引き起こす。昭和30年代の四日市ぜんそくが有名。酸性雨の原因物質の一つでもある。石油の脱硫技術や排ガス処理技術の進展により、現在の日本ではほとんどの地域で環境基準を下回るまでに改善されている。
- ※2 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの。工場、自動車等からの発生のほか、土壌粒子など自然由来のものもある。
- ※3 光化学オキシダント：自動車や工場から排出された窒素酸化物や炭化水素類などの一次汚染物質が、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する物質。夏など日射量が強く、高温・無風などの条件が重なったとき、オゾンやPAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの濃度が局所的に高くなったもの及びスモッグにより視界が悪くなったものを、光化学スモッグと呼ぶ。光化学オキシダントは高濃度だと目やのどの粘膜を強く刺激するなどの直接的な健康被害を引き起こす。
- ※4 二酸化窒素：物質の燃焼過程で、空気中に含まれる酸素と窒素から発生する。その主な発生源としては工場や自動車であり、人間に対する影響としては肺気腫などの原因となる。
- ※5 非メタン炭化水素：メタン以外の炭化水素の総称。主な発生源は印刷・塗装施設やガソリンスタンド、自動車などであり、光化学反応性が高く光化学オキシダントの原因物質となる。メタンは光化学反応性が低く無視できるため、除かれている。
- ※6 微小粒子状物質（PM2.5）：大気中に漂う粒径 $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ）以下の小さな粒子のこと。PM2.5は粒径が非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がんなど呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。
- ※7 指針値：環境基準ではないが、大気環境保全上望ましい値として定められたもの。一般大気測定局における測定項目のうち、非メタン炭化水素については午前6時から9時までの3時間平均値として指針値が定められている。

6-3 環境騒音調査結果

(単位：dB)

調査年度	測定地点	用途地域	昼間		夜間	
			環境基準	測定結果	環境基準	測定結果
2015 年度	みさか	第1種低層住居専用地域	55	51.4	45	39.5
	白坂勝多石	工業地域	60	49.7	50	42.9
2016 年度	みさか	第1種低層住居専用地域	55	52.0	45	39.9
	白坂勝多石	工業地域	60	50.3	50	43.8
2017 年度	みさか	第1種低層住居専用地域	55	51.6	45	38.7
	白坂勝多石	工業地域	60	46.1	50	39.2
2018 年度	みさか	第1種低層住居専用地域	55	51.8	45	40.2
	白坂勝多石	工業地域	60	43.4	50	38.9
2019 年度	みさか	第1種低層住居専用地域	55	51.7	45	37.2
	白坂勝多石	工業地域	60	44.1	50	35.8


出典：市調査

6-4 自動車交通騒音調査結果

(単位：dB)

調査年度	測定地点	環境基準 基準 類型	要請限度※ ¹		環境基準		測定結果	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2015 年度	米村道北	c	75	70	70	65	70.4	68.1
	鬼越	a	75	70	70	65	67.9	63.0
	中田	b	75	70	70	65	65.4	58.9
2016 年度	米村道北	c	75	70	70	65	70.7	68.8
	鬼越	a	75	70	70	65	67.6	63.6
	中田	b	75	70	70	65	62.6	56.7
2017 年度	米村道北	c	75	70	70	65	70.2	68.2
	南湖	a	75	70	70	65	67.8	63.6
	中田	b	75	70	70	65	64.4	57.9
2018 年度	米村道北	c	75	70	70	65	70.4	67.8
	南湖	a	75	70	70	65	67.3	63.1
	中田	b	75	70	70	65	63.0	57.7
2019 年度	米村道北	c	75	70	70	65	70.1	67.1
	南湖	a	75	70	70	65	67.5	62.9
	中田	b	75	70	70	65	63.1	56.6

出典：市調査

 は環境基準超過を示す。


※1 要請限度：騒音規制法や振動規制法では、工業地域、商業地域などの地域によって自動車の騒音や振動の限度が定められている。この自動車の騒音や振動の限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれる場合は、都道府県の公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる限度値を要請限度値という。

6-5 新幹線騒音調査結果

(単位：dB)

調査年度	測定地点	地域 類型	環境基準	測定値			
				25m	50m	100m	150m
2015 年度	白坂下黒川	I	70		75.4	71.6	68.9
	飯沢	I	70	76.2	74.1	68.9	
	豊地大谷地	I	70	74.1	72.8	65.6	
	大信中新城赤坂	I	70	79.3	76.1	69.6	
2016 年度	白坂下黒川	I	70		92.2	89.1	86.9
	飯沢	I	70	95.0	91.2	86.8	
	豊地大谷地	I	70	93.7	92.4	88.2	
	大信中新城赤坂	I	70	78.9	73.9	66.4	
2017 年度	北堀切	I	70	68.7	72.2	66.9	
	大信中新城愛宕山	I	70	73.9	72.4	69.4	
2018 年度	北堀切	I	70	68.0	70.8	66.2	
	大信中新城愛宕山	I	70	74.0	72.8	69.0	
2019 年度	北堀切	I	70	68.9	72.5	66.7	
	大信中新城愛宕山	I	70	74.3	73.1	69.6	

出典：市調査

 は環境基準超過を示す。

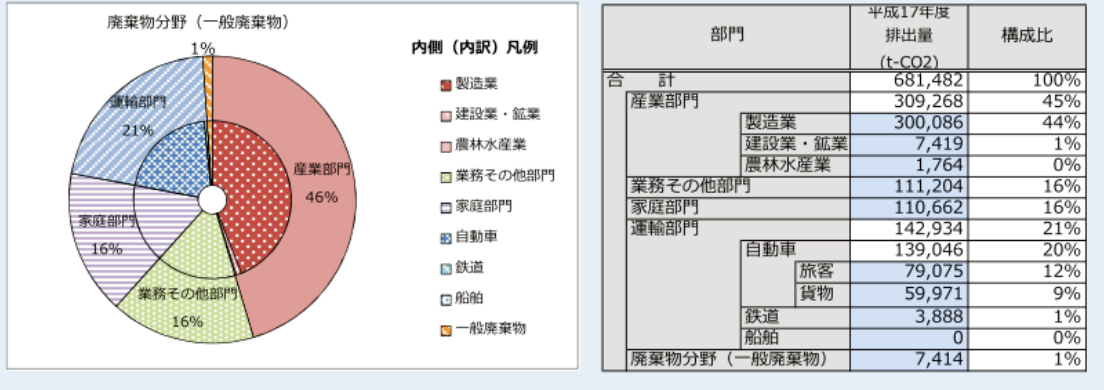
※測定値欄の区分は新幹線軌道中心から測定地点までの距離

※2017年度に調査地点の見直しを図っています。

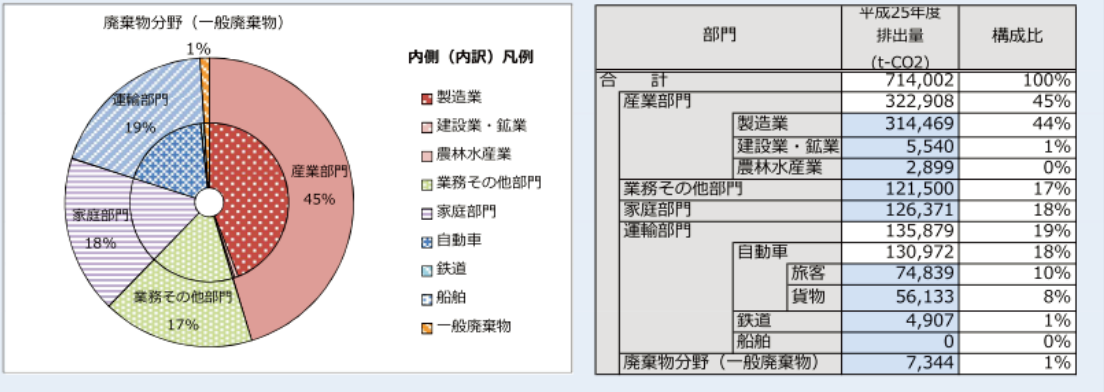
測定値は通過車両 20 本のパワー平均値

6-6 部門・分野別排出量

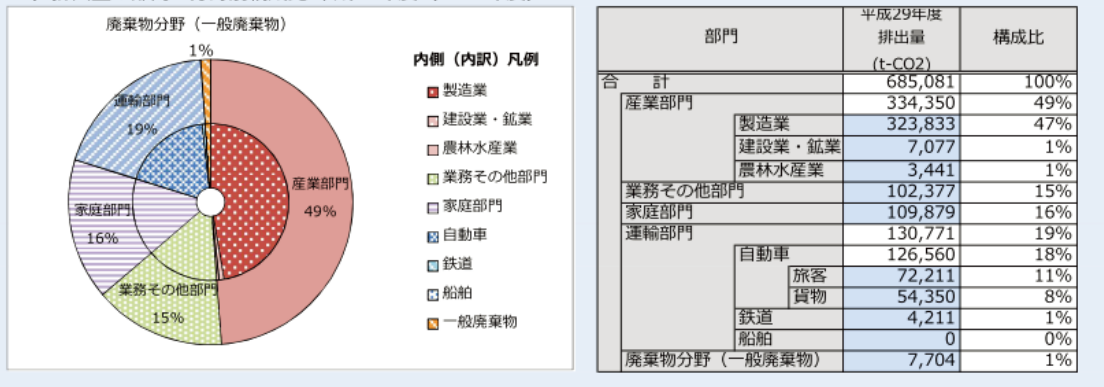
1) 排出量の部門・分野別構成比 平成17年度 (2005年度)



2) 排出量の部門・分野別構成比 平成25年度 (2013年度)



3) 排出量の部門・分野別構成比 平成29年度 (2017年度)



出典：「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.0）（2017年3月）」

7 本市で確認された RL(レッドリスト)に指定されている動植物

(1) 植物

科名	種名	種の保存法	R 全 L 国 版	R ぶ L く しま	白 河 地 域	表 郷 地 域	大 信 地 域	東 地 域
ミス'ニラ	ミス'ニラ		NT	C	○	○		
ミス'ワラビ	ヒメウラジ'ロ		VU					○
ヒメシダ	ハシゴ'シダ			C	○			
メシダ	セイトカシケシダ			A	○			
サンショウモ	サンショウモ		VU	A	○	○		
マツ	ツガ			A				○
ヒノキ	ヒノキ			C	○	○	○	○
イチイ	イチイ			C				○
ヤナギ	ト'ロヤナギ(ト'ロノキ)			C		○		
	ココ'メヤナギ			B	○	○		
カバ'ノキ	サクラハ'ハンノキ		NT	B	○	○		
タデ	トキホコリ		VU	B	○			
	ホソハ'イヌタデ		NT	A	○			
	ヤナギ'ヌカホ		VU	B		○		
	ナガ'ハ'ノウナギ'ツカミ		NT		○			
	サデ'クサ			A				○
	ノダ'イオウ		VU	B	○			
	マダ'イオウ			NE	○			
	コギ'シギ'シ		VU	NE	○			
ナデ'シコ	ワダ'ソウ			B	○			
	ナンブ'ワチガ'イソウ		VU	B	○			
クスノキ	ヤマコウハ'シ			C	○			
	タ'ンコウハ'イ			C	○			
キンボ'ウゲ	フクジ'ユソウ			B		○	○	○
	イチリンソウ			B	○	○		
	レンゲ'ショウマ			C	○			
	カザ'ケ'ルマ		NT	A	○	○		○
	オキナグ'サ		VU	A	○		○	○
	コキツネ'ノボ'タン		VU		○			
	ハ'イカモ			B	○	○		
	シキンカラマツ			A	○			
ノカラマツ		VU	A	○				
ツツ'ラフジ	ツツ'ラフジ			C		○		
スイレン	オゼ'コウホネ		VU	B	○			
マツモ	マツモ			B	○			
ト'クダ'ミ	ハンゲ'ショウ			A				○
ホ'タン	ベ'ニハ'ナヤマシヤクヤク		VU	A		○		
ツバ'キ	サカキ			C				○
オトギ'リソウ	エ'オトギ'リ		VU					○
モウセンゴ'ケ	コモウセンゴ'ケ			A	○			

科名	種名	種の保存法	R 全 L 国 版	R ふ L く し ま	白 河 地 域	表 郷 地 域	大 信 地 域	東 地 域
ゲシ	ジ ^レ ロホ ^レ ウエンコ ^レ サク			NE	○	○		
	ツルクマン		EN	A	○			
	ナガ ^レ ミノツルキケマン		NT			○		
ベンケイソウ	ベンケイソウ			A		○		
ユキノシタ	ムカゴ ^レ ネコノメ		NT			○		
	タチネコノメソウ			NE		○		
	タコノアシ		NT				○	
ハラ	キビ ^レ ナワシロイチコ ^レ (キビ ^レ ノナワシロイチコ ^レ)			C	○			
	ナンキンナカマド ^レ			C	○			
マメ	モメヅ ^レ ル			B	○			
	フジ ^レ キ			B	○			
	マルハ ^レ ヌスビ ^レ トハギ ^レ			C	○			
	ノアズ ^レ キ			A	○	○		
	オオハ ^レ タンキリマメ(トキリマメ)			C	○			
アウロソウ	グ ^レ ンナイワウロ			A	○			
	アサマフウロ		NT	A	○	○		
	コフウロ			C	○			
トウダ ^レ イグ ^レ サ	ノウルシ		NT	B	○			
	マルミノウルシ		NT	C	○	○		
	センダ ^レ イタイゲ ^レ キ		NT	A	○	○		
ミカン	フユザ ^レ ンショウ			B	○			
ヒメハギ ^レ	ヒナノキンチャク		EN	A	○			
スミレ	フジ ^レ スミレ			NE	○	○		
ミソハギ ^レ	ミス ^レ マツハ ^レ		VU	A	○	○		
アリノトウグ ^レ サ	ホサ ^レ キノフサモ			A				○
	タチモ		NT	B	○	○		○
セリ	ホタルサイコ			B	○	○		
	ミシマサイコ		VU	A		○		
	ミヤマニンジン			NE	○			
	トウヌマゼ ^レ リ(ホソハ ^レ ヌマゼ ^レ リ)			NE	○	○		
	サワゼ ^レ リ(ヌマゼ ^レ リ)		VU		○	○		
サクラソウ	ノジ ^レ トラノオ		VU			○		
	サワトラノオ		EN			○		
モクセイ	ヤマトアオダ ^レ モ			A	○			
	ヒイラギ ^レ			C				○
マチン	ヒメナエ		VU	A	○			○
	アイナエ			A	○	○		
リンド ^レ ウ	イヌセンブ ^レ リ		VU	B		○		
ガ ^レ ガ ^レ イモ	フナハ ^レ ラソウ		VU	A	○			
	スズ ^レ サイコ		NT	B		○		

科名	種名	種の保存法	R 全 L 国 版	R ふ L く し ま	白 河 地 域	表 郷 地 域	大 信 地 域	東 地 域
アカネ	ハナムグ`ラ		VU	A	○	○		
	オオハシカグ`サ			A		○		
	オオキヌタソウ			A		○		
ムラサキ	イヌムラサキ			A	○			
シソ	カイジ`ンド`ウ		VU	A	○			
	ジ`ュウニヒトエ			A				○
	キセウタ		VU	A	○			
	ヤマジ`ソ		NT	C	○			
	タカクマヒキオコシ			C		○		
	ミゾ`コウジ`ユ		NT	NE		○		
ナス	ヤマホロシ			C		○		
ゴ`マノハグ`サ	アブ`ノメ			A	○	○		
	トウテイラン		VU		○			
	ゴ`マノハグ`サ		VU	EX+EW	○			
	イヌノフグ`リ		VU	A	○			○
キツネノマコ`	ハグ`ロソウ			C		○		
ハマウツボ`	ナンバ`ンギ`セル			B		○	○	
タヌキモ	タヌキモ		NT	A	○	○		○
	ミミカキグ`サ			B	○	○		○
	ホサ`キノミミカキグ`サ			B	○	○		○
	ヒメタヌキモ		NT	B		○		
	ムラサキミミカキグ`サ		NT	B	○			
スイカズ`ラ	コハ`ノガ`マス`ミ			C		○		
マツムシソウ	マツムシソウ			A	○	○	○	
キキョウ	ツルキ`キョウ		VU		○			
	ハ`アソブ`		VU	A	○	○		
	キキョウ		VU	B	○		○	○
キク	フジ`ハ`カマ		NT	A				○
	タカサゴ`ソウ		VU	A	○			
	ノニガ`ナ			A	○			
	カワラニガ`ナ		NT	C	○			
	ミチノクヤマタバ`コ			A	○			○
	トウゲ`ブ`キ			C	○			
	オオニガ`ナ		NT	C	○	○		
オモダ`カ	サジ`オモダ`カ			B	○			
	トウコ`クヘラオモダ`カ		VU	A	○	○		
	マルバ`オモダ`カ		VU	B		○		
	アギ`ナシ		NT	B	○	○	○	
トチカカ`ミ	トチカカ`ミ		NT	EX+EW	○			
	セキショウモ			B	○	○		
ヒルムシロ	センニンモ			B		○		
	ミス`ヒキモ			B	○			
	リュウノヒゲ`モ		NT	A	○			
	イトモ		NT	C	○		○	○

科名	種名	種の保存法	R 全 L 国 版	R ふ L く し ま	白 河 地 域	表 郷 地 域	大 信 地 域	東 地 域
イハ ^ラ モ	イトリゲ ^モ		NT	A	○			
	イハ ^ラ モ			B	○			
	トリゲ ^モ		VU	A	○			
ユリ	ズ ^ラ ン			B	○			○
アヤメ	カキツハ ^タ		NT	B	○	○	○	○
ホシクサ	クロイヌノヒゲ ^モ		NT	NE	○	○		
	ホシクサ			B	○	○		○
	ヤマトホシクサ		VU	NE	○	○		
	イヌノヒゲ ^モ			C	○	○		
	イヌノヒゲ ^モ ト ^キ			NE	○	○		
イネ	ヒメコスカグ ^サ		NT	C	○	○		
	ウキガ ^ヤ			B	○			
	アラゲ ^ネ ザ ^サ (ホソハ ^ア ズ ^マ ネザ ^サ)			NE	○			
	ウキシハ ^モ			C	○			
	ミヤマクマザ ^サ			NE		○		
	ケナシカシダ ^ザ サ			NE	○			
	ウスバ ^ザ サ			NE		○		
サトイモ	ミミガ ^タ テンナンショウ			B	○	○		
ミクリ	ミクリ		NT	C	○		○	
	ヤマトミクリ		NT	B	○			
	タマミクリ(コミクリ)		NT	B	○			
	ナガ ^エ ミクリ		NT	C	○	○	○	
	ヒメミクリ		VU	A	○	○		
カヤツリグ ^サ	チュウセ ^ン ジ ^ス ケ ^モ			C	○			
	タチスゲ ^モ			C	○			
	エゾ ^ツ リスゲ ^モ			B	○			
	スジ ^ヌ マハリイ		VU	A	○	○		
	コツブ ^ヌ マハリイ		VU		○			
	ヒ ^ヤ ッコイ	国希	CR	A	○	○		
	マツカサスキ			B	○		○	
ラン	シラン		NT	A				○
	エビ ^ネ		NT	B	○		○	
	ギ ^ン ラン			C	○		○	
	キンラン		VU	B	○	○	○	○
	アツモリソウ	国希	VU	A		○		
	アサヒラン(サワラン)			C	○			
	オオミス ^ト ンボ ^モ (サワトンボ ^モ)		EN	A	○			
	ミス ^ト ンボ ^モ		VU	A	○			
	アオフタハ ^ラ ン			B		○		
	サギ ^ソ ウ		NT	A	○			
	トキソウ		NT	C	○			
	ヒトツボ ^ク ロ			C	○	○	○	
	ハクウンラン			C	○			
64科	167種	2種	83種	154種	125種	74種	15種	31種

(2) 哺乳類

目名	科名	種名	全国版RL	ふくしまRL	白河地域	表郷地域	大信地域	東地域
コウモリ	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	VU	A	○			
1目	1科	1種	1種	1種	1種	0種	0種	0種

(3) 鳥類

目名	科名	種名	種の保存法	全国版RL	ふくしまRL	白河地域	表郷地域	大信地域	東地域	
コウノトリ	サギ	ヨシゴイ		NT	B	○				
		チュウサギ		NT	C	○				
カモ	カモ	マガン		NT	C	○				
		ヒシクイ		VU	C	○				
		オシドリ		DD	C	○				
		トモエガモ		VU	C	○				
タカ	タカ	ハチクマ		NT	C			○		
		オオタカ	希少種	NT	B	○	○			
		ハイタカ		NT	C	○				
		ノスリ (ケアシノスリ)			C	○	○	○	○	
		サシバ		VU	C	○	○		○	
	ハヤブサ	チョウゲンボウ			C	○				
ツル	クイナ	クイナ			C	○				
		ヒクイナ		NT	A	○				
		バン			C	○	○			
チドリ	チドリ	ケリ		DD	A	○	○			
		タゲリ			C	○				
	シギ	オオジシギ		NT	B	○				
フクロウ	フクロウ	アオバズク			B	○				
スズメ	ヒバリ	ヒバリ			C	○	○	○	○	
	サンショウクイ	サンショウクイ		VU	C	○				
	ツグミ	クロツグミ			C	○				
	ウグイス	コヨシキリ				C	○			
		オオヨシキリ				C	○	○		○
		セッカ				C	○	○		
	ヒタキ	コサメビタキ				C	○			
	カササギヒタキ	サンコウチョウ				C	○	○	○	
7目	14科	27種	1種	14種	27種	26種	9種	4種	5種	

(4) 両生類

目名	科名	種名	全国版RL	ふくしまRL	白河地域	表郷地域	大信地域	東地域
カエル	アカガエル	トウキョウダルマガエル	NT	C	○	○	○	○
		カジカガエル		C			○	○
1目	1科	2種	1種	2種	1種	1種	2種	2種

(5) 昆虫類

目名	科名	種名	全国版RL	ふくしまRL	白河地域	表郷地域	大信地域	東地域	
トンボ	イトトンボ	モトソイトトンボ	NT		○	○	○	○	
	モノサシトンボ	ゲンバイトトンボ	NT	A	○				
	エゾトンボ	キロヤマトンボ	NT	NE	○				
カメムシ	コオイムシ	コオイムシ	NT		○	○	○		
		タガメ	VU	C		○		○	
コウチュウ	オサムシ	マクオサムシ	VU	B	○				
	コガシラミスムシ	マダラコガシラミスムシ	VU	C	○				
	ゲンゴロウ	テラニシセシジゲンゴロウ			C	○			
		ゲンゴロウ		VU	C	○		○	
		マルガタゲンゴロウ		VU		○		○	
	シテムシ	ヤマトモンシテムシ	NT	NE	○				
	アリモトキ	ワタラセミスギワアリモトキ		C		○			
ハムシ	オオルリハムシ	NT	C	○	○	○			
ハチ	コマユハチ	ウマノオハチ	NT		○				
	ベッコウハチ	アケボノベッコウ	DD		○				
チョウ	セセリチョウ	アカセセリ	EN		○				
		ギンイチョモンジセセリ	NT		○	○		○	
		スジグロチャバネセセリ	NT		○	○	○	○	
	シロチョウ	ツマグロキチョウ	EN	C	○		○		
		ヒメシロチョウ	EN	B	○				
	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン	VU		○				
オオムラサキ		NT		○	○	○	○		
5目	15科	22種	20種	12種	20種	8種	8種	5種	

(6) 魚類

目名	科名	種名	全国版RL	ふくしまRL	白河地域	表郷地域	大信地域	東地域
ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ	VU		○			
ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	EN	B	○	○		○
サケ	サケ	ヤマメ	NT		○		○	
コイ	コイ	ゲンゴロウブナ	EN		○			
		タナゴ	EN	A	○			
	ドジョウ	ホトケドジョウ	EN	B	○	○	○	○
ナマズ	ギギ	ギバチ	VU	A	○	○		
メダカ	メダカ	メダカ	VU	A	○	○		○
トゲウオ	トゲウオ	イトヨ(陸封型)	LP	A	○			
7目	8科	9種	9種	6種	9種	4種	2種	3種

出典：市調査(2008年度)

■ カテゴリー区分の説明

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律

国希：国内希少野生動植物種；国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種

全国版 R L：全国版レッドリスト

EX：絶滅

EW：野生絶滅

CR：絶滅危惧 I A 類（ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種）

EN：絶滅危惧 I B 類（近い将来における絶滅の危険性が高い種）

VU：絶滅危惧 II（絶滅の危険が増大している種）

NT：準絶滅危惧種（現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性がある種）

LP：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）

DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種）

ふくしま RL：ふくしまレッドリスト

EX+EW：絶滅

A：絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種および亜種・変種）

B：絶滅危惧 II 類（絶滅の危機が増大している種および亜種・変種）

C：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種および亜種・変種）

D：希少（個体数が少ないもしくは生息地が限られている種および亜種・変種）

N：注意（注意すべき種および亜種・変種）

NE：未評価（評価できなかった種および亜種・変種）

8 南湖の動植物

区分	種名	区分	種名	
森林生・草地生植物	ヤマユリ	湿地生植物	ウシノシツペイ	
	ゼンテイカ		コマツカサススキ	
	チゴユリ		サクラバハノキ	
	ヤマジノホトギス		オオハンゴンソウ	
	オオヒヨドリバナ		ハッカ	
	ヤブカンゾウ		ヌマトラノオ	
	オオバジャノヒゲ		クサレダマ	
	オオバギボウシ		ゴキヅル	
	マムシグサ		タチカモメヅル	
	オクモミジハグマ		アオタチカモメヅル	
	ベニバナボロギク		イヌゴマ	
	ノアザミ		コバギボウシ	
	ミヤマヨメナ		オニスゲ	
	ヤクシソウ		ミズバショウ	
	ホタルブクロ		コオニユリ	
	ヘクソカズラ		アヤメ	
	オカトラノオ		水生植物	イバラモ
	ミヤマタムラソウ			コカナダモ
	キバナアキギリ			クロモ
	ウツボグサ			スイレン
	タチツボスミレ			ヒシ
	ヤマブキ			イトイバラモ
	カキドオシ			オオトリゲモ
キヌタソウ	ヒルムシロ			
ツルリンドウ	ホソバミズヒキモ			
クズ	オヒルムシロ			
チダケサシ	シラカワコウホネ			
タケニグサ	クログワイ			
イカリソウ	カンガレイ			
フタリシズカ	ウキヤガラ			
ドクダミ	サンカクイ			
湿地生植物	カキツバタ	マコモ		
	キシノウエ	ミズニラ		
	ヤマアワ	トウゴクヘラオモダカ		

出典：南湖のいきもの植物編（平成20年3月、福島県県南建設事務所・白河市）

区分	科名	種名等	区分	科名	種名等
魚類	ハゼ	ウキゴリ	昆虫類	トンボ	ナツアカネ
		トウヨシノボリ			ノシメトンボ
	ドジョウ	ドジョウ			マイコアカネ
		カラドジョウ		コオイムシ	コオイムシ
	コイ	コイ			オオコオイムシ
		ギンブナ		タイコウチ	ミズカマキリ
		オイカワ			ヒメミズカマキリ
		モツゴ		マツモムシ	マツモムシ
		タモロコ		コマツモムシ	コマツモムシ
	タイリクバラタナゴ	ミズムシ		ホッケミズムシ	
	ナマズ			ナマズ	ミズナシミズムシ
	タイワンドジョウ	カムルチー		チビミズムシの仲間	
	バス	オオクチバス		アメンボ	ナミアメンボ
ブルーギル		ヒメアメンボ			
甲殻類	ザリガニ	アメリカザリガニ	ゲンゴロウ	ツブゲンゴロウ	
貝類	イシガイ	ドブガイ類		ルイスツブゲンゴロウ	
	シジミ	マシジミ	鳥類	キジ	キジ
	マメシジミ	マメシジミ類		ヒタキ	キビタキ
	タニシ	オオタニシ			オオルリ
両生類	アカガエル	トウキョウダルマガエル		ウグイス	ウグイス
		ニホンアカガエル		オオヨシキリ	
		ウシガエル	タカ	ノスリ	
アマガエル	ニホンアマガエル	サギ	ヨシゴイ		
爬虫類	ナミヘビ	ヤマカガシ	クイナ	オオバン	
		アオダイショウ		バン	
		シロマダラ	カワセミ	カワセミ	
	カナヘビ	ニホンカナヘビ	カイツブリ	カイツブリ	
昆虫類	イトトンボ	セスジイトトンボ	カモ	キンクロハジロ	
	アオイトトンボ	オオアオイトトンボ		オナガガモ	
	カワトンボ	ハグロトンボ		ヒドリガモ	
	サナエトンボ	ウチワヤンマ		ホシハジロ	
	ヤンマ	ギンヤンマ	サギ	ダイサギ	
		クロスジギンヤンマ		アトリ	ウソ
		マルタンヤンマ		エナガ	エナガ
	エゾトンボ	オオヤマトンボ	メジロ	メジロ	
	トンボ	コフキトンボ	キツツキ	アオゲラ	
		チョウトンボ		アカゲラ	
		アキアカネ		ホオジロ	カシラダカ
		シオカラトンボ			ホオジロ
		ショウジョウトンボ		カラス	カケス
コシアキトンボ					

出典：南湖のいきもの動物編（平成20年3月、福島県南建設事務所・白河市）

年	世界及び日本の動向
1988年	<p>■気候変動に関する政府間パネル(I P C C)の設置 人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織である。</p>
1992年	<p>■国連環境開発会議(地球サミット) ブラジル リオデジャネイロで開催され、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)を締結、155か国が署名し、1994年に発行した。</p>
1993年	<p>●環境基本法を制定 従来の公害対策基本法、自然環境保全法では、対策に限界があるとの認識から、環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律として制定した。</p>
1997年	<p>■気候変動枠組条約第3回締約国会議(C O P 3) 京都議定書が採択され、先進国が6つの温室効果ガス削減目標を設定した。</p>
1998年	<p>●地球温暖化対策推進法を制定 C O P 3 の経過を踏まえ、日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律が成立し、1999年に施行した。</p>
2000年	<p>■MDG s (ミレニアム開発目標) の採択 2015年までに達成すべき目標として8つのゴールと21のターゲット項目を掲げた。</p> <p>●循環型社会形成推進基本法を制定 廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律を制定した。</p> <p>●グリーン購入法を制定 国が物品を購入する際には環境に配慮された製品を購入しなければならないとする法律を制定した。</p>
2004年	<p>●環境配慮促進法を制定 事業活動において環境保全に関する配慮が適切になされるように、環境報告書の作成及び公表を求める法律を制定した。</p>
2005年	<p>■京都議定書発効 2008年から2012年の5年間の温室効果ガス排出量レベルを1990年比で少なくとも5%削減するという法的な拘束力が発生した。</p>
2007年	<p>●環境配慮契約法を制定 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを定めた。</p>
2012年	<p>●再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。</p>

2015年	<p>■ 気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21) 196か国がパリ協定を採択し、2016年に発効した。 産業革命前からの気温上昇 2°C未満目標と共に、1.5°C未満に抑えることを明記した。</p> <p>■ SDGs (持続可能な開発目標) の採択 持続可能な開発のための2030アジェンダを国連総会で採択した。</p>
2016年	<p>● 地球温暖化対策計画を策定 地球温暖化対策の基本方針、削減目標と達成のための対策を決定した。</p>
2018年	<p>● 第5次エネルギー基本計画の策定 長期的に安定した持続的・自立的なエネルギーを供給するため、3E+Sの原則の下、2030年に向けて、再生可能エネルギーの電源構成(エネルギーミックス)目標を22%から24%とする内容が盛り込まれた。</p> <p>● 気候変動適応計画の閣議決定 気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「気候変動適応計画」が策定された。</p>
2020年	<p>● 首相所信表明演説「脱炭素社会の実現」 菅義偉首相が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするため、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。</p>

■ 世界の動向

● 日本の動向

第3次白河市環境基本計画

令和3年3月

発行：白河市市民生活部環境保全課

〒961-8602

白河市八幡小路7番地1

T E L 0248-22-1111（代）内線 2186・2187

F A X 0248-27-0775

E-mail kankyohozen@city.shirakawa.fukushima.jp

U R L <http://www.city.shirakawa.fukushima.jp>

